

令和5年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第4号）

招集年月日	令和5年3月29日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和5年3月29日 9時45分			議長	西 昭 夫	
	閉 会	令和5年3月29日 19時48分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	大西清隆	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	総務財政課 企画政策 室 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	5 番	坂 本 英 人		6 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和5年第1回笠置町議会会議録

令和5年3月9日～令和5年3月29日 会期21日間

議 事 日 程 (第4号)

令和5年3月29日 午前9時45分開議

第1 議案第33号 令和5年度笠置町一般会計暫定予算の件

第2 一般質問

第3 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告

第4 閉会中の継続調査の件

追加日程第1号

第1 中 淳志町長に対する問責決議の件

開 会 午前9時45分

議長（西 昭夫君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和5年3月第1回笠置町議会定例会第4日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程に入ります前に、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。町長。

町長（中 淳志君） おはようございます。

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、一言おわび申し上げます。

定例会や委員会において、議員の皆様からの当初予算に関する御質問に対し、明確な答弁ができず、議会の議事進行を混乱させてしまいましたこと、また、議長から再三御注意いただいていたにもかかわらず、御質問の趣旨に沿った的確な答弁ができなかったことをおわび申し上げます。当初予算が否決されたことを真摯に受け止め、今後、このようなことがないよう御質問の趣旨をしっかりと理解し、簡潔・明瞭な回答を心がけてまいります。申し訳ございませんでした。

議長（西 昭夫君） 日程第1、議案第33号、令和5年度笠置町一般会計暫定予算の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第33号、令和5年度笠置町一般会計暫定予算の件について、提案理由を申し上げます。

3月23日、令和5年度笠置町一般会計当初予算につきまして御承認をいただくことができなかつたため、4月から6月までに必要な経費について、暫定予算を編成いたしました。

暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ6億73万5,000円としております。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第33号、令和5年度笠置町一般会計暫定予算の件につきまして説明させていただきます。

今回の暫定予算につきましては、先ほど、町長からもありましたように、先日の予算否決を受けまして編成したものでございます。歳入歳出総額につきましては、6億73万

5, 000円としております。

私のほうからは、この暫定予算の立て方の基本となることの説明等とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

暫定予算につきましては、4月から6月までに支払いが必要な経費、また継続した事業の4月から6月分の経費としております。

人件費につきましては、4月から6月までに必要な給料、報酬、共済等の経費、また旅費や需用費、役務費等に関しましても、この3か月に必要な経費としております。

負担金、補助及び交付金につきましては、6月末までに支払いが必要なものを計上しております。こちらは一部事務組合の負担金でしたら4月支払分、また団体補助等につきましても、4月から6月までに支払いは必要なものを計上したものでございます。新規の事業、それからまた7月以降に契約等を行うものにつきましては、計上をしておりません。削除をしたものでございます。

特別会計の繰出金につきましては、昨日、当初予算につきましては可決いただいておりますので、特別会計への繰出金につきましては、全額を計上しております。

国庫支出金や府支出金で交付申請が4月に行わなければならないもの、また内示が行われるものにつきましては、歳入歳出ともに計上させていただいたものでございます。

歳入につきましては、町税等4月から6月までに歳入が見込まれるもの等につきまして計上したものでございます。

それでは、詳細といえますか、内容の説明をさせていただきます。

12ページのほうをお願いいたします。

まず、町税ですが、これにつきましては、4月から6月までに納期が来るものについて計上したものでございます。

2款以降、譲与税や利子割交付金につきましては、京都府からの通知はございましたが、7月以降に入金となるものでございますので、今回はゼロ円で計上させていただいたものでございます。

15ページでございます。

12款地方交付税につきましては、4月、6月交付の金額を見込んで3億円を計上しております。

分担金及び負担金、14款使用料及び手数料につきましても、4月から6月までに発生するものについて計上したものでございます。

16ページからの15款国庫支出金、また18ページ、府支出金につきましては、冒頭言いましたように、4月から6月に継続的に収入が見込まれるもの、また、工事費等、補助金申請で予算の裏づけが必要なものにつきましては、歳入のほうでも計上をしているところでございます。

20ページ、17款の財産収入につきましては、こちらも4月から6月までに歳入、収入が見込まれるものとしております。

19款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金につきましては、財源不足の補填のために5,107万5,000円を計上したものでございます。ふるさとづくり基金、ふるさと基金につきましては、歳出の事業費相当分を計上したものでございます。

以降、繰越金、諸収入等につきましても、4月から6月までに収入が見込まれるものとしております。

22款町債につきましては、補助金の交付申請上、財源補填分といたしまして起債の借入れが必要となってくるものにつきまして、計上をしております。総額は8,105万3,000円としたものでございます。

歳入につきましては、以上、4月から6月までに収入が見込まれるものを基本といたしまして、計上したものでございます。

3、歳出につきましてです。

こちらも冒頭説明させていただきましたが、人件費につきましては、4月から6月までに支払うものとなる給料、報酬、共済費、負担金等を計上しております。旅費や需用費等経常的な経費につきましては、4月から6月までに納期が来るものを計上しております。機器の保守料、またリース料につきましても、4月から6月分の3か月分の金額を計上したものでございます。

それでは、議会費の説明でございます。

議会費につきましては、広域行政事業といたしまして、一部事務組合の負担金、こちらは4月に支払う分としております。

2款総務費につきましても、先ほどの説明いたしました基本にのっとり、7月以降に事業を実施する分については、計上をいたしておりません。26ページにあります電算システムの管理、また公共交通事業等につきましては、4月から6月までの事業費について計上したものでございます。システム関連につきましては、継続したものでございますので、負担金等もこちらで計上したものでございます。

29ページ以降になります企画費でございます。

先日の議会でも御質問、御指摘いただきました笠置いこいの館の管理運営事業につきましては、当面の4月から6月分までの経費を計上しております。今後の方針等早急に検討いたしまして、次期の本予算の計上等に向けて、調整したいと考えております。

それから、35ページでございます。

選挙費につきましては、4月9日に京都府議会議員選挙の執行が決定しておりますので、4月以降の経費について上げたものでございます。

以降、民生費につきましても、負担金、医療費等の補助につきましても、4月から6月までに執行が見込まれるもの等を計上したものでございます。広域行政事業といたしまして、一部事務組合の負担金につきましても、ほかの費目と同様に4月に支払いが必要なもの、繰出金につきましても、特別会計へは全額等を計上したものとしております。

各費目につきましても、同様の計上といたしておりますが、52ページをお願いいたします。

合併浄化槽の推進事業につきましては、1基分の計上をしております。こちらは令和5年度の募集等も行った上で、1基分だけまず計上させていただいたものとしております。

55ページをお願いいたします。

商工費でございます。

観光事業といたしまして、各種イベント事業につきましては減額させていただいておりますが、4月に実施いたしますさくらまつりにつきまして、当日の経費の計上をしております。24万4,000円となっておりますのでございます。

続きまして、土木費でございます。

58ページ、59ページとなっておりますが、こちらにつきましては歳入で説明させていただきましたが、事業費等の補助金申請との関係もございまして、歳出予算の裏づけがあって補助金申請できるものとなっておりますので、工事費につきましては計上させていただいたものでございます。

それから、同じく土木費で、住宅維持管理事業につきましても、補助金の申請の関係から計上したものでございます。これら全て長寿命化計画に基づくものとして、工事費、さきの予算でも計上させていただいたものをそのまま計上ということになっております。

概要の説明は以上とさせていただきます。個々のものにつきましては、担当課のほうから質疑に応じて説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

暫定予算提出までの過程を教えてください。町長と課長との当然ヒアリングがあったかと思うんですが、どのような議論がなされたのかお聞きしたい。町長はこの状況をどうお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

どのような議論をして今回の暫定予算を計上したかということでございますが、これに関しましては、全ての当初予算の見直しを行いまして、必要最小限の予算を計上するというところで、3か月分を計上させていただいた。先ほど、参事のほうからも説明ございましたけれども、当初予算で計上しておかなければいけない土木関係の事業につきましては、補助金申請の関係ございますので、どうしても当初予算に計上しなければいけない予算については計上させていただくということで、お話を詰めております。それから、いろんなイベントの事業でありますとか、いこいの館の管理費等々につきましては、すぐに答え出せない問題もありますので、次の補正予算提出時までには十分議論を尽くした上で、予算計上させていただくということでお話をしております。

今回の暫定予算策定ということで議会の皆さん方、また住民の皆さん方に御心配やら御迷惑をおかけいたしましたことについては、深くおわびいたしたいと思っております。暫定予算ということなんで、必要最小限の予算になっております。そのあたりを御斟酌いただいて、御承認いただければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長、どういう思いで暫定予算に持っていったかとか、ヒアリングはあったのかを聞かれていたと思うんですが、その点について教えてください。

町長（中 淳志君） 申し訳ございません。どういう思いでということですが、取りあえず4月1日から町政の運営に支障が生じないようにということで、必要最小限の予算を計上していくということで、ヒアリングを行ってまいりました。これについては、先ほども申し上げましたとおり、議会や住民の皆さんにいろんなことで御迷惑をおかけすることになったかと思っております。この点については、深く反省しております。

今回の暫定予算の策定に当たりまして、内容もきちんと議論してまいりました。それぞれの予算について、十分お答えできるようにお話を進めてまいりましたので、よろしく御審議

いただければと思います。私自身、十分に予算の内容、全てにわたって理解していなかったということについては、本来の私の仕事をちゃんとできていなかったということで、これは大変申し訳なく思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

議長、答弁は自席じゃなかったでしたっけ。

議長（西 昭夫君） そうです。

5番（坂本英人君） ね。議事進行、よろしく願いいたします。

すごく危機的状況やと僕思っています、町民さんも心配されていますし、それこそ、坂本と町長が仲悪いんじゃないのかというお話も、たくさんしていただきました。僕が議員になってまず初めに教えていただいたのが、行政の歩みを止めるなど、それは議員として深く思えと教えていただきました。だから、当初予算だけは反対することがないように努めてきたわけです。でも実際、今、町長、じゃどうやってつくったのと質問させていただいたら、取りあえずと言うんですよ。言葉尻とかではないんですけれども、言葉って僕は生きていて思っています、思いがそこに入っていると思うんです。反対されたから取りあえずつくりましたみたいなことは、口が裂けても言ってほしくない。本当にお金の使い方間違ったら、僕、町潰れると思うんですよ。本当、今回、議会に臨むに当たって、1週間悩むわけです。先週発した言葉が正しかったのかどうかも、1週間悩むわけです。ですんで、町長、一生懸命働いてください。この町を愛してください。よろしくお願いします。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員、僕は別に坂本議員と仲が悪いというふうには全然感じてなくて、いろんな御提案、御意見をいただいているというふうに理解しております。行政を止めてはいけませんというお話です。いろんな課題、まだ抱えておまして、1つつ解決していく、1個ずつ問題に真摯に取り組んでいくということは私もずっと考えて、事態、いろんな諸問題の解消に一生懸命考えて、努めてきたつもりでございます。今後も引き続いて住民のために、笠置町のために一生懸命働こうと考えております。そういう思いでおりますので、よろしく御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

ちょっとお聞きしますけれども、暫定予算の件で、55ページ、イベントの件なんですけ

れども、もうこの予算の金額は、前回出された金額とどう相違あるのか、ちょっと説明してもらいたい。分かりますか。

それと、もう一つ。先ほど、町長が答弁されていますけれども、なぜ23号が否決されたんか、その原因が分かっているんですか。もっと真摯に受け止めてもらう必要があるんじゃないか。こういう予算が否決された、その責任はどのように取られるのか、それをちょっとお聞きしたい。

議長（西 昭夫君） まず、商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問の部分で、当初予算との違いでございますが、当初予算の中には、令和6年度分のポスターなりチラシを前年度中、3月中に作成しないといけないというところがございますので、その部分が入っておりました。で、暫定予算の中ではその部分を抜かしていただいて、4月に実施する部分だけのさくらまつりの予算を計上させていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

なぜ否決されたか理由が分かっているのかということでございますが、先ほども冒頭でお話しさせていただいたとおり、私が全ての当初予算についての内容をきちんと説明できなかった、財政、また各課長との話合いが十分できていなかったということがまず第一の原因やというふうに考えております。今回、暫定予算を作成させていただいたこの際にも、基本的にどのような形での予算の策定になっていくのか、建設予算のお話でもございましたように、支障がないのかというようなことで調整をして、十分説明できるような形でのヒアリングを行っております。

どういうふうに責任を取るつもりなのかということなんですが、今回の事態を受けまして、町政運営、今後しっかり進めていくということで、住民の皆さんにも議会の皆さんにも納得していただける、安心していただける、そういう町政運営を進めていきたいというふうに、それがまず私の真っ先に考えなければいけない責任なのかなというふうに感じております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、さくらまつりの話したんですけれども、四季彩祭のメンバー、実行委員のメンバーは

どのように選出されてやられているのか。それと、日はいつからか、PRはどうか、そういう点ですね。詳しく説明してもらいたい。

それで、町長の責任どう取るのかと。こんな当初の予算が否決されて、こんなことはないはずですよ。もっと体を張った答弁してもらいたいと思いますね。その点、町長並びに商工観光課長、どうですか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問でございますが、四季彩祭実行委員会の委員でございますが、規約の中で、まちづくり会社、また商工会、観光協会、笠置町議会という形で、こういったメンバーが規約の中で決まっております。

PRでございますが、3月初めぐらいには、チラシをつくった中でPRをしていくという形で、今年度も行っておるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

当初予算の否決ということについては、その意義については、十分私も理解しておるところでございます。そうなった責任、非常に重いもんやというふうに感じております。信頼回復のために一生懸命努めていくということがまず私がしなければいけない責任でございます。今後の町政運営についてしっかりと責任を持って、住民の皆様、議会の皆様に説明していくということが私にとっての責任の取り方やというふうに感じております。今後もしっかりやっていきますので、よろしくお願ひしたいというふうに感じております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

商工費、55ページ、各イベント事業補助金でございます。これ、なぜ年度をまたいでその予算組みするのかなって思うんですよ。その一部は今年度に用意する、で、さくらまつりについては、この部分はその本年度で予算化する。これ、めちゃくちゃ不確実やなと思うんですよ。確実に実施しようと思ったら、単年度単年度で実施できないものなのか。出納閉鎖もあるから、普通に事業としてはできるように思うんですが、なぜ2つに予算を分けて提出されるのかお聞きしたいです。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

この予算につきましては、大きな事業費でなく、ほかの事業で継続費で組んでいるものもございますし、債務負担行為という手法もございます。計上の仕方、今、御質問いただいておりますので、それにつきましては、こちらのほうも財政的にこういうのほうがいいのではないかという提案も必要だったのかなというふうに思っております。今回につきましては、ちょっと期日的にも4月1日というふうなところにもございまして、4年度予算、5年度予算というところで事前にも、当初予算に計上のときにも協議したところでございます。

おっしゃいますように、そういう債務負担行為等も行っておれば、4年度予算の中で執行部できたものかなというふうにも思いますので、これ、今後の検討課題かなという認識をしております。担当課のほうとも次期の予算につきましては、どのような形であるかというところを調整した上で、次、上げさせていただきたいと思っております。本年度予算につきましては、実施日が4月1日になりましたので、4月1日分予算につきましては新年度、それ以前のPR分、チラシ等準備経費につきましては4年度予算というふうな上げ方になってしまいましたので、御指摘いただいた内容を十分踏まえた上で、次の予算について検討させていただきます。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

参事の説明で少し分かりにくい、少しというか、多分、これ住民さん聞いていたら、分からない。僕が聞いているのは、来年度に絶対あるわけですよね、さくらまつり。で、その予算がなぜ2か年にわたって予算計上して一つのイベントをするのか、これってちょっとやりにくいというか、もしこういう事態が起こったら困るじゃないですか。現場も、担当職員も、来たいと思っていた人も、困りますよね。当然、広報は4月やから、3月初めぐらいからは最低でも打つとね。ほうやったら、事業としてもうちょっとスマートに進む方法としたら、単年度の予算で来年度の分見ればいいじゃないですかという質問だと思うんですよ。もし、景品の部分やったりとか、当日支払わなあかん部分があるやったら、別に5月の末が出納閉鎖やから、それでもできるんじゃないのかという質問なんですよ。景品とかって前もって買うこともできるし、発注することもできるじゃないですか。だから僕、だから4月1日に実施するのやったら、3月31日までにできると思うんですけども、なぜそれがその今年度は4月1日やからとかという理由になるのか、理屈になるのかが理解できない。で、普通に考えたら、不細工な予算の組み方やなと思うんですよ。あえてなのかなと。だから今回も、こういう結果になる前に、さくらまつりほんならどうすんのみみたいな話をされたわけで

すよ。それって、そういう問題でもないですよという話じゃないですか。実際、それやったら今年に組んどけばいいんじゃないですかと思うんですけども、なぜそういう議論もなされないのか。そんな難しいことなんですか。お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問ですが、原則といたしまして、会計年度というのが4月1日から3月31日まで、令和4年度でしたら令和5年の4月、5月というのは出納整理期間という期間になります。実施日が4月1日というものについては、令和5年度、新年度の予算という編成をする必要があります。例えば今、予算の中で、選挙の執行経費上げさせていただきましたが、令和4年度は3月31日までに必要な経費、例えばポスター掲示料とか、投票所入場券の発送とかということになります。で、4月1日からは期日前投票の経費、投票所の経費というところで、実施日によってその年度が分けられるということになります。今まで、継続的にずっとやってきておりましたので、令和4年度の予算では令和4年度中に実施する経費というものを計上しておりました。令和5年度につきましては、こちらも今回、こういう否決という形になりましたので、令和5年度予算については見直しが必要となったものがございますが、今までも継続して事業を実施してきた中で、令和4年の4月に実施したさくらまつりにつきましては、準備経費につきましては3年度、実施日4月以降になっておりますので、当日経費、警備費とかというものについては新年度経費というところで計上していたわけですが、実施日によってどちらの年度とするかというところがありましたので、予算上、そういうふうな分け方をしておりました。

ただ、今回、こういう事態となりましたので、先ほど言いましたように、どういう形でいくのが一番スムーズになるのかというところは、坂本議員もおっしゃいましたように、会計の年度というのはございますが、どういう形でしていくのが一番スムーズにできるのか、予算の編成のときに原課ともきっちり話をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） スムーズに行くためには、こういうやり方が一番ベストだという答弁だったと思うんですけども、例えばですよ、これね、契約を警備会社とするとするじゃないですか。さくらまつりはこの期間で設けると。ほな、3月内を組んでやっていけば、そこはクリアできるんじゃないのかなとか、いろんなことを思うわけですよ。その理屈は分かるん

ですけれども、実際に出納閉鎖のときに、慌ててそういう請求書をつくってくれみたいな話もたくさんあると思うんですけれども、もうちょっと危機感を持っていただいて、今回、特に新型コロナウイルス感染症で3年間思うような事業ができなかった、この事実は世間みんなやと思うんですよ。逆に考えれば、3年間、一生懸命次やりたいことの準備期間があったというふうに僕は考えております。実際に過疎地で移住・定住者が伸びた県もありますし、花火大会を実施してきた自治体も、近隣にもございます。だから、この3年何をしていたんだと言われるような行政運営になっていることが一番の僕は恥だと思っているんですよ。確かに、新型コロナウイルスで皆さん大変だったと思います。でも、その条件も全国全く一緒です。なおかつ、自分たちより小さい町もありますし、小さい人口の村も無数にあります。なぜうちの町ができないのか、それが僕には理解ができません。一つ一つ丁寧に思いを込めて、夢が見られるそのための道具として予算を計上していただきたいし、実施経費として使っていただきたい。そういう思いを込めて、前回の反対討論させていただいたわけです。で、実際、この暫定予算が上がってきて、こういう不思議が出てくるじゃないですか。この辺やと思うんですよ。通って当たり前、そういう甘えはもうやめていただきたい。ですんで、いま一度、今年の子間の使い方を皆さんよくよく考えていただきたい。そういう思いを込めた質問であります。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問と御意見でございます。

まず、会計年度につきましては、先ほど参事も申しておりましたように、債務負担行為を新年度でする場合は、新年度で予算措置をしなければいけないという原則がございます。それに対して、契約そのものを3月にすれば、旧年度予算で処理が可能なんじゃないかというお話でございました。この辺については、また財政のほうときちんと詰めた上で、次の予算に反映できるかどうか十分検討していきたいと思っております。

いろんなその事業を今年も考えておったわけですが、それぞれの四季彩祭の問題だけではなく、いろんな事業についてトータルとしてどういうふうな形で、現状の笠置町の皆さんの抱えている問題を1つずつ丁寧に解消していくのかということが行政の基本的な役割やというふうに感じております。そのための予算審議というものが行政側の中で十分尽くされていなかったんじゃないかということでございました。この点については、私も十分に反省しております。行政は住民のために進めていくべきものですし、私もそういうふうに自覚しております。今後も議会の皆さん方のきちんと説明した上で、御理解、御承認をいただける

ような町政運営に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「賛成で」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 原案に賛成者の発言を許します。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

基本的に、行政の歩みを止めてはならないと、これ以上の住民に対する御心配もおかけしたくないと。ただ、先ほども申しましたとおり、お金というものは大事ですし、貯めていてもためにはならないと考えていますし、有意義に使わなければならないと。

行政側におかれましては、暫定予算を組むということは、とてつもない屈辱でもあるかとは思いますが、ただ、この現実をしっかりと受け止めて、4月からの行政運営を行っていただきたいと切に願います。そして、じきに出てくる本予算ではしっかり説明ができて、笠置が前を向いて歩ける道具として、使えるお金を計上していただきたいと思っておりますので、この願いを込めまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで討論を終わります。

これから議案第33号、令和5年度笠置町一般会計暫定予算の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第33号、令和5年度笠置町一般会計暫定予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第33号、令和5年度笠置町一般会計暫定予算の件は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時45分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

写真撮影の申請がありましたので許可しましたので申し添えます。

議長（西 昭夫君） 日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内として、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

一般質問は通告制ですので、通告していない質問及び関連質問は許可いたしません。

なお、一般質問の発言場所については、議員は1問目は登壇して行い、以降は議席から行ってください。答弁者については、議員ごとに、最初の答弁者は登壇し、以降は自席から答弁してください。

5番、坂本英人議員の発言を許します。

5番（坂本英人君） それでは、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

質問事項といたしまして、これからの笠置町についてお聞きいたします。

人口減少が著しい我が町で町政運営をするに当たり、様々な課題が生じていることに行政はお気づきでしょうか。

1つ、町から補助金を支出されている団体があると思うが、各種団体の現状や今後の運営をどのようにお考えか。

2つ、今後、行政は各種団体とどのように関わっていくのか。

3、おためし住宅、サテライトオフィス、交流施設等に係るランニングコストは幾らかかっているのか。

4、いこいの館が休館してから、現在までかかった経費は幾らか。

5、各ハード整備事業の今後の運営はどのようにお考えなのか。

6、つむぎてらすが工事発注される議論の中で、施設内の厨房を保健所の許可が下りるような設備・設計にできないものかと質問をさせていただいた。町が保有する財産の中で、住民がチャレンジしたいと思ったときに行動に移せるような施設は必要だと考えるが、町はどのようにお考えか。

7、笠置キャンプ場の管理についてお伺いいたします。

3月7日、9日でたき火によるぼや火災が立て続けに発生しております。この課題に対して、町はどのようにお考えか。今後の対応策はいかようにお考えかを御質問いたします。

以後の質問は、自席に戻ってさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問につきまして、1、それから2つ目に御質問いただきました町からの補助金をされている団体、今後の運営、どのように考えているか、行政はどのように携わっていくのかというところにつきまして、各課のほうから説明させていただきます。私のほうからは、総務財政課所管のものについて説明させていただきます。

まず、補助金の交付団体の現状と今後の運営についてですけれども、総務財政課で補助金を交付しているという団体は現在ございませんが、まちづくり事業補助金といたしまして、各区の事業に対しまして補助金を交付しております。区のほうで実施されました草刈り、それから街灯のLED化、トイレの改修等というところに補助金を交付しているというものでございます。それとは別に、区の報償金といたしまして世帯数に対しまして、1世帯当たり1,100円を基準といたしまして、世帯数を乗じた額を各区のほうに交付させていただいているというものがございます。これらの事業につきましては、草刈りであったりというものにつきましては、だんだん地区の高齢化が進んでおりまして、今までは出合いと言われるもので自前でされていたものを委託するというふうな状況になってきておりまして、これらが高齢化の現れではないかというふうに感じております。

また、地区では、地区行事の継続も困難な状況になっているというふうな内容も聞いております。地区外やら町外の方の協力によって事業継続されているというところもお聞きしておりますが、町といたしまして、何かそちらに手助けできるものということが今できていないということが現状です。補助金を交付しているだけで対応しているということにはならないということも感じておりますが、区長さんのほうとそれぞれの地区の課題を共有して、一緒に考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。総務財政課のほうの答弁は以上です。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課のほうからは、1番と2番の件について回答させていただきます。

税住民課といたしまして、笠置町遺族会への活動補助金といたしまして、5万円支出しております。こちらは、さきの大戦でお亡くなりになられました百八柱の御霊に対し、遺族として笠置山忠魂碑の清掃活動や護国神社参拝等の活動に対して補助をしているものでございます。

現在、会員の方は37名と聞いておりますが、活動をしていただいている限り、今後も補

助のほうはさせていただきたいと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼します。坂本議員の御質問のうち、私のほうからは、1番、2番についてお答えさせていただきます。

まず、保健福祉課より補助金を支出する団体では、大きなものについては、社会福祉協議会のほうが令和5年度の暫定予算では306万2,000円を支出しております。

社会福祉協議会においては、慢性的な人材不足並びに厳しい財政状況であると伺っており、社会福祉協議会事務局と協議を重ね、令和2年度より補助金の見直しを行ってきております。

今後も、公共性の高い事業を行っている社会福祉協議会については、継続的に運営を行っていただけるよう、相互理解、協力しながら進めていきたいというふうに考えております。

また、今後の行政をどのように携わっていくのかというところでは、社会福祉協議会においては、地域福祉推進の担い手でもあり、また、行政ではできない民間性を持ったサービスなどをしていただいていることから、今後も連携をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問でございますが、すみません。これ、関係するところ、全部答えたほうがいいんですかね。

議長（西 昭夫君） 1と2の部分。

商工観光課長（大西清隆君） 1と2。

失礼いたしました。1番と2番のほうをお答えさせていただきます。

まず、商工観光課から補助金を支出させていただいている団体につきましては、商工会や観光協会がございます。商工会につきましては、平成29年度から経営発達支援計画というものを策定された中で、町内の小規模事業者の支援を行っていただいております。

また、観光協会につきましては、季節の飾りつけや灯籠流しなど様々な観光事業に取り組んでいただいているところでございます。

両団体とも、町の観光施策、また商工業の振興には欠かせない団体でございますので、お互いに連携していくことが必要かと考えております。

今後につきましては、現在、財政的な支援という形で、補助金の支出はさせていただいているところでございますが、それぞれの団体が直面している問題・課題など、細かなところまで把握できていないのが実情かと思っております。そういった細かいところの問題という

ところが把握できるような仕組み・取組というのにも必要になってくるのかなと考えているところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。ただいまの坂本議員の①、②について、建設産業課分をお答えさせていただきます。

まず、森林組合さんへの運営補助で35万円を計上させていただいております。

森林組合さんにおいては、地域実情に応じて、間伐、下刈り、植林など施業受託を行うなど、地域の林業において大変大きな役割がございます。林野庁におきましても、森林組合は国における森林整備の中心的な担い手、全国受託面積の5割、半分となっておりますことから、人材育成など支援を行っておられます。

当町としましても、笠置町の森林組合さんにおいては、組織的に大変小さな規模でございますので、地域林業の役割を担っていただくために、財政基盤の強化、また森林組合さんに育成を目的に運営補助を行っております。

今後につきましては、組合さんの実情、課題、展望等をお聞かせいただきながら、町の林業の発展に向け、町としてどのように関わっていけるのか、どのような協力ができるのかを考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

人権啓発課が所管します団体への補助につきましては、解放文化祭実行委員会に40万円の補助を行っております。

解放文化祭は、人権確立の地域社会を目指し、交流を深め、新しい文化を創造しようをテーマに実施されております。今年度は、コロナ禍の中で3年ぶりの開催となりましたが、町内外多くの参加者の中、開催されました。実行委員会は、地元の役員さんや子ども会、小・中学校を中心として構成しているところですが、現状課題としましては、コロナ禍での実施もさることながら、保育園児や児童・生徒数の減少により、実行委員になっていただける保護者の方も限られ、同じ方が何度もやらなくてはならないという状況になっています。

今後の運営につきましては、これまで取り組んでこられた委員さんの意見を聞きながら、またこれまでの取組や考え方を尊重しつつ、幅広い人権文化祭、人権フェスタへの創造を目指し、いろんな団体、組織の賛同や協賛を得た中で、文化祭の開催を検討していければと考えております。

笠置会館は、その実行委員会の事務局として携わっていきたいと考えております。以上で
ございます。

議長（西 昭夫君） 坂本議員、これに再質問があれば、1番、2番についてお願いします。

なければ、申し訳ないんですが、もう一回次から、3番とって、1つ1つ質問をもう一回
してもらえれば。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

本当にたくさん補助を出していて、それって、町がその団体は必要やと、大切に思っ
ているという象徴だと僕は理解をしております。

その中で、僕が属しているのは商工会なんですけれども、商工会の今青年部の部長をさせ
ていただいている。で、青年部、実働は今、2人なんです。で、45歳が定年なんです。ね。
ほな、もう僕一人になるんですよ。南山城村も実際、ずっと1人で運営されているんですよ、
ずっと。僕はもう頭上がらないぐらいなんですけれども、それでもやっぱりその村が好きや
ったり、先輩たちが守ってきたという場所を守り続けようと思う若者は、少なからずいるん
ですよ。そのほかにもいろいろ団体に属してまして、スポーツ推進協議会とか育成協会と
か、属したことがあるんですけれども、育成協会は今も参加しております。

その中で、やはり人材不足とこれからの行く末、そういう話になることが最近多いんです。
で、先輩方がみんな不安に思っていることって、僕たち世代も不安に思っていることと合致
しているんです。今、いろんな各種団体のお名前と補助金の在り方聞きましたけれども、や
はりその中でも思っている方はおられると思うんですね。そういう声ってどこで出したらい
いのって思っているんです。実際、僕、会議出ていて思うんですけれども、各団体にリーダ
ーはいるが、これ町の運営がなかったらその団体も存続しないと僕は思っているんですよ。
で、行政の関わり方ってどうなんですかと聞いたときに、各々は守っていかないとけない
し、事務局も担当せなあかんという自負はあると。じゃまちづくりの中で、この団体を守っ
ていくとか声を聞くとかということは、必要であると思うんですよ。

だから、僕、思うんですけれども、何かこういう団体を全部集めるんです、一度。どこま
での範囲か分からないですけれども、町が精査して決めていただけたらいいと思うんですけ
れども、笠置町サミットみたいなものを開いてね、で、責任者の方と若手の方と中間層みたい
な大きい会議を笠置の中で開くんですよ。大変だとは思いますが。ただ、みんなが何を思っ
て、どういう活動をされているのか。横のつながりは多分ないと思うんですよ。これからも
っともっと人口が減っていく中で、一度どこかでぎくっとみんなで話し合わなあかんのちゃ

うんかなど。ある種覚悟も決まると思うし、助けられるところが出てくるかもしれない。もうそろそろ笠置町がいろんな意味で一つになっていく、そういう時間になってきたんじゃないのかなと切に思うわけですよ。こういう考えを持っているんですけども、行政側はかのように思いますか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の今のお話ですけれども、町のほうも、団体もそうですけれども、各種委員さんにつきましても、人材不足というのではないんですけれども、やはり同じ方に、まあ人材不足になるのかもしれませんが、同じ方に委員さんのお声かけする必要があると。仮に町内の、町が委嘱している委員さん寄ってもらったら、幾つも肩書きを持っていらっしゃる委員さんの方がいらっしゃるというふうに思っています。各種団体のほうもやはりそうで、構成していく上で、団体を運営していく上で欠かせない人であるというみんな認識はあると思いますけれども、人口減少によりまして、活動していただきたい年代の層の薄さというのもあるかと思しますので、そこらすぐどの団体、どの委員に、また役場の各課におきましても、課題になっているところやというふうに認識しています。

おっしゃっていただきましたように、各種団体寄っていただいた意見交換みたいなところはすごくいいお話やなと思っています。企画政策室のほうで昨年、縁想会なり、笠置町版のアドバイザーボードというのも開いて、意見聞いていただいています。そういう中でも、そういうところの意見出していただく、またこちらから聞きに行っていただくというところも方法かと思しますので、何かしら町としても、今後の団体、町のいろんなことを担っていただいている団体がそのまま規模が小さくなっていってしまったり、運営できていなかったりというところでは、町のほうも立ち行かなくなりますので、いろんな関係続けていく中で、そういう御意見聞ける場というのをつくっていただけるというふうに思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

本当にもう危機なんです。見て見ぬふりじゃ済まされない段階に来ていると思うんですよ。それこそ、総合計画もできて、実施計画も案で出ているわけじゃないですか。今しかないんですよ、今、考えないと。もうすぐ人口は1,000人を切っちゃって、町なのか村なのかみたいな表現をされることが増えてくると思うんですよ。このまだ笠置町の思いがあったりとかアイデンティティーがある間に、一度本気で取り組んでいただきたいと。個々でやって

はることは、一生懸命やられているんですよ。それについて何ら問題はないんです。でもこれが1個立ち行かんようになって、メンタルまでやられてまうと思うんですよ。その心の隙間って大きくなると思っているんです。今まで、みんな意地張って、守らなとか、頑張らなとか、そんな感情で動いてはると思うんですよ、自分らのときに潰してはならんと。そういうことじゃもうなくなると思っていて、お金があるから運営できるんじゃないくて、何のためがあるから運営できると思っているんです。その間にどうか行政の皆さんには汗をかいていただいて、この町をどんなに思っているか。で、みんなが集まれば何か事を動かせるし、できるはずなんですよ。絶対共通項はあるから。それはいろんな団体に多岐にわたって出ている人に聞いたら絶対に分かると思うんで、何か来年度動いていただきたいなと思っております。僕も当然協力はしますし、できることは力の限り働かせていただきますので、ぜひぜひ前向きに検討願いたいと思います。

続いての質問に移ります。

おためし住宅、サテライトオフィス、交流施設等に係るランニングコストは幾らか。4番のいこいの館が休館してから、現在までにかかった経費は幾らか。各ハードの今後の運営はどのようにお考えなのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員の御質問でございます。

私のほうからは、それぞれのかかったランニングコストのほうをお答えさせていただきます。

まず、おためし住宅と交流施設、移住・定住プラザとサテライトオフィスでございますが、平成30年からそれぞれランニングコストが発生しております。平成30年から令和4年度、4年度の方は支出見込みも含みますけれども、おためし住宅につきましては、5年間で281万6,407円、移住・定住プラザ、交流施設につきましては、201万7,706円、サテライトオフィスにつきましては、104万4,232円。合計しますと、587万8,345円となっております。

また、直近の3年間、令和2年から4年でいきますと、おためし住宅につきましては159万9,878円、移住・定住プラザにつきましては137万575円、サテライトオフィスにつきましては83万3,338円。3つの施設で380万3,791円という形のランニングコストになっております。

続きまして、いこいの館の休館してからのかかった経費でございますが、いこいの館につきましては、令和元年の10月以降に休館しております。令和元年から3年、これ実績にな

りますけれども、3年間で4,502万8,077円。令和4年度、これは予算額ベースになりますけれども、それを加えますと、6,668万4,077円になります。令和4年度は予算額ですけれども、それを加えますと、これまで6,668万4,077円でございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の5番目の質問です。

各ハードということで、まず移住・定住プラザに関しましては、移住希望者の相談窓口として設置しておりました。おためし住宅に関しましては、現在まで本来の趣旨に沿った御利用がない状況でございます。この2つの施設の運営に関しましては、移住・定住のための笠置町独自の説明会というものを開催する中で、利用の促進を図りたいというふうに考えております。今後の運営に関しましては、来年度の利用状況を基に、再検討をしていきたいと考えております。

また、サテライトオフィスに関しましては、働き方改革と連動して、地域での活用・雇用を進めていただくとともに、企業との連携を進めていくための施設として御利用いただけるようにという目的で設置されております。

こうした事業について、ある程度連携した形での利用というものを進めていかなければならないということで、何らかの形での説明会なり広報なりをやっていく必要がございます。現在、そのように考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

おためし住宅とサテライトは何か思っているが、ほかにもありませんでしたっけ。交流施設もありますよね。じゃ、ここに関しては、一切何も考えていないという理解で行けばいいと。分かりました。考えていなくても経費はかかるということをお忘れにならないように、よろしく願いますね。いいですか。

年間幾らかかっているのかと。で、この町長が就任されてどのくらいの経費を使われているかいうことを、やっぱりよくよく考えていただきたい。何もせずともこのお金を3年間で笠置は支出してきたわけです。これ、実際、いこい開けていたほうが安くついたらんじゃないのというふうに思う日もあるわけですよ。心配事もありましたけれども、動いているときのほうがやっぱり幸せだったなとつくづく思うわけです。だから、今回の予算の議論もそうですよ。使っていないものに対しての議論を重ねないといけない。こんな寂しいことはやっぱ

りないなと痛感しました。

で、動かしていくことが前提なんですけれども、移住説明会って、僕、昔、移住呼びかけ人という制度が京都府でありまして、命を受けて、夫婦で活動をしておりました。で、宇治田原町さんですとか、和束町さんですとか、南山城村さんとか、一緒に大阪行ったりとか、いろんなみんなですり合わせして集まって、自分の町のいいところ、悪いところみたいなんを好きにしゃべる会があったりするんですけれども、笠置町はいかんせん、来ないんです、人が。この移住説明会、僕らもVTRつくったりとかでやるんですよ、全然知らん人に対して、笠置めっちゃええとこやでと。でも、次、来ないんですよ。説明して、そのときは聞いてくれるんですけれども、各種ブースに分かれる。ほなやっぱり仕事のあるところに負けちゃうと。目的を持っている方に負けちゃうと。人口で先にちよっとってなったりと、いろんなあるんですよ、ネガティブが。そのときから、やっぱりその移住・定住って難しいなと思ったりもするんですけれども、僕は人口の奪い合いにあまり興味のないほうの政治家なので、それよりも、笠置に住んでから知ってもらえる幸せがたくさんあると思っているんですよ。だから、おためし住宅って、説明会するよりも、取りあえず笠置へ来てもらったほうが早いとか思ったりするんですね。やっぱりキャンプ場が、今日、見てくださいよ、平日ですよ。びっくりするぐらいのキャンパーさんが来ているんですよ。で、なおかつ、若い子が今回は多いんですよ、春休みも兼ねてね。したら、自分の生き方とか、何が幸せかとか、そんな話が考えられる町やったりとか、笠置やからこそできるその幸せの考え方って持てると思っているんですよ。週末になったら、ほんまにたわいもない話を毎週しに帰ってきてくれるキャンパーさんがたくさんいる。「今週行くで」と、「元気にしてんのか」と。町で写真に写りたいと何か言ってくれる方もたくさんいたりとか。笠置の魅力って行政の方々が思うよりたくさんありまして、いこいのオープンも、キャンパーさんはもうめちゃうちゃ待ち望んでおられます。会うたびに「いつ開くんや」と、「坂本さん、ちゃんと働いているの」という叱咤激励をいただくんです。

ですんで、町長、皆さんやられているような、例えば移住に適した移住度が高いとかね、人気な町ってあるじゃないですか。そういうところがやっていることを笠置町がやっても、多分響かないんですよ。もうそれは僕経験済みなので。ただ、1回来てみてと、1回来たら分かるはずやからと。もうそんなすごく抽象的な話なんですけれども、その1回来てもらう方法を考えたほうが早いんじゃないのかなと思うんですよ、説明会に来てもらうよりも。笠置に来てもらって、どんな心の扉抜けるのか、どんなうまいもんがあるのか、どんな人がい

るのか、そういうことを試してもらおうほうがよっぽど僕は上やと思っていますし、おためし住宅の使い方も広がると思うんですよ。ぜひこの無駄な経費にならないような夢を語っていただきたいし、できることがあるはずやと。夢は語らんと僕はあかんと思っています。その具現できるのが町の予算やと思っています。温泉入って、どんな笑顔が見られるのか、どんな笑顔をつくりたいんやと。一緒に肩並べて風呂入りたいんやと、そんなたわいもないことが僕は幸せやと思うし、それを提供できる町やと、それが笠置の最大の価値やと思っているんですよ。だから、毎週帰ってくるんです、みんな、キャンプ場に。その笠置の価値を大事に、この今かかっている経費を無駄にしないような政策、夢、議論を交わせるように、町長にはぜひお考えいただきたい。どうでしょう。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問の中で、交流施設に係るお話、されました。これは移住・定住プラザというふうに我々呼んでおるわけで、これについても、相談窓口として移住・定住プラザを設置していたという経緯がございます。

先ほど、私、答弁の中で、移住・定住のための説明会というお話、させていただきました。京都府であったり、振興局であったりということで、いろんなところに出向いて、移住・定住のお話をされてきた、活動をされてきたというのは、私も承知しておるところです。

ただ、坂本議員おっしゃるように、実際に笠置に来て、笠置がどんなところかというのを知ってもらうというのは非常に大事な話でして、そのときに例えばサテライトオフィス、ここであるから、例えばそういう形で遠隔で働けるような場所はございますと、で、試しに住んでいただくんやったら、おためし住宅もございますよというような形で、一つの移住・定住のため、それから就業のためというようなことも含めて、笠置の魅力をその移住・定住の希望者に紹介するような説明会を町単独で実施していくということを、ちょっと今年考えていきたいということで、先ほど答弁をさせていただいたつもりやったんです。どこか出向いて行ってというんじゃなしに、何らかの形で、例えばホームページでありますとか、チラシつくるとか、そういうのもあるかと思えますけれども、こうした取組を町で進めて、実際に笠置に来ていただいて、そこで笠置の魅力をそこで語るというような形での説明会というふうなことで、先ほど説明させていただいたわけでございます。以上でございます。坂本議員の御提案、大変頼もしく、楽しく聞かせていただきました。ありがとうございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 時間を考えないといけないんで大変なんですけれども、多分ね、僕が言

っているのは、参事は分かってくださっているんですけども、住民の交流施設があるんです。昔、いこいに勤められていた方に使っていただいたりとか、住民との交流施設が、旧吉田邸でしたかね、あるんですよ。多分、ちょっと町長は勘違いされているので、そこはもうありますんで、ぜひちょっと。お金はかかっているんですよ、結構。エアコンもええの入っているし、お風呂もええの入っているし、キッチンも入っていたんじゃないですかね。そういうふうにハード整備しているんで、ちょっとみんな考えましょう。使い方あると思うんでね。

例えばですよ、移住者を求めるんであったら、僕やったら何するか。キャンプ場しかないじゃないですか。キャンプが好きな人に住んでもらったら、笠置やったらどういう夢が描ける。毎週ただでキャンプできるんですよ。毎週ただでキャンプできたら、何ぼの経費浮くねんと。まあまあ浮きますよ、1回4,000円かかって、月3回行ってはったら。あるじゃないですか。例えば地域おこし協力隊で、キャンパーで家族つきの方を誘致したいという思いが政策として組めるとするならば、一気に人口3人増えますよ、1人のお子さんだったら。で、笠置のキャンプのPRをガンガンしてくれと。そのユーチューブもフォローそれでできるじゃないですか。せっかくチャンネルつくったのに、1人抜けたらもうそのチャンネル停止する、それはもう経費のかけ方間違っているじゃないですか。だから政策って、1個動かしたことによって、3つも4つも歯車動いていってほしいなって僕は思うんですよ。だから、移住・定住から今までやってきたことまで生かされるような施策を組んでいかなあかんと思うんですね。その中でハードがどうやってかみ合っていくか、そういうことにドキドキ、わくわくするような政策の議論がしたい。都会の人、みんな疲れていますよ。癒しを求めて笠置に来るんですよ。それを住みかにしませんかみたいな話で、ガンガン洗脳するわけですよ、笠置、ええとこやでって。見て、俺をみたいに。そんな人をつくれれば、あんな人みたいになりたいとか、こんな生活できるんじゃないかな。そういうことが移住政策、笠置が目指せる移住政策かなと僕は思っているんで、ぜひぜひ広い考え方で、固くならず、もっと自由度の高い移住政策というのを考えてほしい。その中に、いこいの館でも奥さんが働いていてとか、そこに子供が小銭持ってお風呂入りに来てとか、ライフスタイルが笠置やというような動線のつくり方、日常のつくり方、1年の過ごし方、そういったことが政策になってくるような話をしていただきたい。決してこのうん千万円が無駄にならないような政策を考えていただきたいし、時間を使っていただきたい。よろしく願いいたします。

次に、つむぎてらすが工事発注される議論の中で、施設の厨房を保健所の許可が下りるよ

うな設備・設計ができないものかと質問をさせていただいた。町が保有する財産の中で、住民がチャレンジしたいと思ったときに行動に移せるような施設は必要だと考えております。

町はどのようにお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

まず、厨房に関しましては、現在、食品加工の基準を満たしている町の施設はない状況でございます。いろんなことに挑戦してみたい、チャレンジしてみたいというその住民からの御要望が以前からもあるということは承知しておりますけれども、厨房のまず設置基準の問題、それから管理基準の問題がありまして、現時点では、施設の設置をするのは大変難しいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

何でこの話をしたかという、今回、さくらまつりの中で、商工会の婦人部さんがおはぎとお赤飯提供したいと思われて、で、これはお金を頂くんで、保健所の許可が必要なんです。その中で、住民さん知らないの、つむぎてらすに御相談に行かれて、ほな、やっぱり無理ですから無理ですよ、それはね。で、何度か今まで、ゆるぎ飴もつくっている施設もありますし、笠置に施設があるので、何とかそれはできた。ただ、使い勝手やったりとか、思ったときにすぐこれができるというのは探さないといけない。例えば移住の話でもそうですよ。猫島って御存じですか。猫がたくさんいる島がある。あそこに東京から移住者の女の方が1人、女性がいるんですけども、その方は猫が好き過ぎて、で、自分の猫が体悪かったんです。で、猫が安心して食えるおやつをつくりたい。で、地域の課題としては、人間が食べない魚がいるわけですよ、臭いがきつ過ぎて。でも、猫はめちゃくちゃ好きなんやと。それを地域おこし協力隊でその島に入って、で、知ったわけです、その事実を。ほんで、何しはったかといったら、それで安心・安全なキャットフードをつくらはったんですよ。ほなね、町のおばちゃんらを雇用できるようになったんです。それぐらい夢があって、実績をつくらはった方がいる、たった1人で。

笠置はどんなチャンスを提供できるんですかと。この間も、散髪しながら婦人部のお母ちゃんに、「英人君、どないなってんねん」と。「私ら、こんなんしたいと思っても、すぐでけへんわ」と。大変申し訳ございませんと。ただやっぱり、自分でやろうと思ったら、めっちゃ大変なんです。食品衛生、自分で許可取りに行つて、それでもっと広く考えたら、露天

商を取ってとか。いろんな個人としてのやり方はあるけれども、それを個人に任せるんかと。それでも笠置に住んでくれというのは、ちょっとおこがましいように思うんですよ。だからこそ、今、例えば使っていない集会所があったりとか、以前は食を提供していたけれども、今、やめちゃっているとか。何か町が可能性を考えて、できないものかと思うんですよ。だから、ほんまに移住を動かそうとか、若者に夢をととか、そんなことを思うのであれば、1つ整えていって、みんなが回る仕組みを考えないといけない。だから、先ほどの質問もこの質問も、自己実現やったりとか、そういうものにもっとフォーカスをして、そこを見て経費の使い方、夢の見方、笠置の住み方を考えていくというふうなことが建設的やと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 坂本議員もよくよく御承知の御様子ですので、改めて答弁をさせていただきます。

さくらまつりでおはぎや赤飯を出したいというお話は、町のほうにもございました。どこかないのかということでございます。

やっぱり、保健所の許可を取ったりするということが必要になってきます。で、適当な施設、どこかあるのかなということですけども、町で直接管理している施設では、いこいも含めて難しいということでございます。ほかに公民館2か所ほど、ダブルシンクできちんと掃除もできるような施設はございます。ただ、そこを御利用いただくとなりますと、町が管理しているんでございませぬので、そこを申請していただいとという形になるのかと思いますが、ただ、その営業目的で、利益目的でそういうことをするということになってくると、また別の許可が必要になるのかなと。それを一元的にといいますか、誰でも住民の方やったら利用できるような形にできるのかどうかというのは、ちょっと私、知識がちょっと足りないんで、それぞれの事業者さんが個別に申請して許可いただくような形になるのかと思っているんで、ちょっとその辺のことについては、ちょっともう少し調べてみたいというふうには思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 町長、僕、思うんですけども、例えばそれで食品衛生が要ると。食品衛生が要るんやったら、1万2,000の経費がかかると。1万2,000円のほんなら幾らか補助するわとか、それも政策じゃないですか。笠置の夢の見方補助金みたいな話じゃないですけども、こういうことがやりたかったら、こういう補助、笠置はついていますよと

か、それも大事な政策やと思うんですよ。だから、こういう障害があるかもしれないから、ちょっと二の足を踏んでいますじゃなくて、じゃそれをクリアできる課題をすぐ思いつかないと。もう今、移住待っていて、いやいや、行きたい、行きたい、もう町どこか変えたいと思っている人が無数にいるのに、うちは選ばれないんですよ。そこが問題なんですよ。課題なんですよ。その中の一つで住民さんも困っていることが今ここにあるという質問を今回投げたんですけども、無理やから行政がやるんですよ。南山城村、見てください。やまなみホールにそういう施設を造っているんですよ。御存じですか。南山城村のやまなみホールの横にキッチンがあるんです。そこは、お金出したら借りられるんです。で、物販できるようなものを作れるんです。そういうのを準備しはったんですよ、道の駅の社長が。それ、僕、本人から聞いていますので、また調べてください。でも、隣村にあるのに、うちの町にないんですよ。うちの町の人が隣村使って、経費を使って特産物作る、これはおかしいでしょう。ちょっと時間ないんで、早口で申し訳ない。本当にできることって、まだまだたくさんある。やるかやらないかなんですよ。なぜやらないのか。気がないからですよ。取りあえず動く。じゃないと、人も物も金も動きませんよ。原理原則です。よくよく考えて、行政ができる支援やっていってください。

続いての質問です。キャンプ場の管理について。

3月7日、9日でたき火によるぼやが立て続けに発生しております。この課題に対して町はどのようにお考えか。今後の対応はどのようにお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございますぼやの件でございますが、今回のぼやにつきましては、たき火台を使用された中で、枯れた草にたき火の火が燃え移ったというような状況でございました。また、ぼやがあった場所については、川側の枯れ草がたくさんあるエリアでございます。これは議員もよく御存じかと思えます。冬場につきましては、枯れ草も多く、また空気も乾燥しております。火事が起こりやすい状況となっておりますので、今回ぼやがあったような枯れ草がたくさんあるエリアにつきましては、季節によっては、キャンプ自体の利用制限を設ける、また、キャンプではなく、そのたき火のみの利用の制限区域を設けていくといったようなことも検討していかないといけないと思っております。

また、それと同時に、枯れ草の多いところでのたき火の取扱いについての注意喚起など、再度、利用マニュアルの徹底についても、行っていかないといけないと考えております。以

上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 僕、キャンプ好きなんで、笠置キャンプ場、めちゃくちゃ使うんですけども、やっぱり笠置って、皆さん御存じのとおり、リーズナブルなんですよ。だから、初心者からファミリーからたくさんの方が使ってくれるんですね。当然、やっぱり経験の浅い方もたくさん来られる。その中でリスクというのを町が考えなあかんと。それ、採算、たき火の概念がどやとか、さっきのユーチューブの話もそうですけれども、そのキャンプ場のルールを廃止したりとか、ほかのキャンプ場行ったら、新規の人は絶対にルールブックを見せられるんですよ。うちのキャンプ場はこんなルールがありますよ、これ守ってくれないと出ていってもらいますよみたいなことを、1から10までレクチャーされるわけです。うちの町って、本当優しいんですよ。どうぞどうぞ。その代わり、お母ちゃんなんか見て回って、あかんかったら怒られるんですよ。僕、このスタイル、めちゃくちゃ好きなんですよ。好きなんですけれども、やっぱりそれをちゃんと理解できない方もいらっしゃる。で、あかんと分かっているけども、直火する人もいる。炭を棄てる場所があるとしても、棄てる人もいる。これね、安いゆえやと言われるんですよ。僕、これ一番嫌いで、うち、場代かかっているじゃないですか。そこの経費載せんでええんですよ、極論。だから、今回、ごみの話もあったから、またいろんなこと考えていかなあかんという課題もできましたけれども、この1,000円を守るために行政はどんな汗をかくのかですよ。ここ、僕、最大のポイントやと思っているんですよ。笠置って、関西の聖地と呼ばれているんですよ。西のふもとっばらちやうと。この逆に東の笠置ちやうと言われたいですよね、ふもとっばらに、みたいな夢を持ったらええと思うんですよ。ただ、来た人は、今回のさくら見ても、やっぱり笠置やと、笠置が一番好きやと言ってくれる人はたくさんいる。このぼやがええや悪いかといたら、絶対駄目なんですよ。で、僕、夜な夜な行ったりもします。たき火の大きい火が見えたら車乗って、注意喚起しに行くんですけども、やっぱりいつトラブルになるか分からへん。これ、観光客同士がもめるのも、これは望まない事実なので。いかに楽しく安全にまた来たいと思える施設にするか。これ、笠置のほんま生命線なんですよ。たくさんキャンプ場できる。もう隣村にもできるといううわさが今あります。で、1期分はもう完売したと、そんな時代になっております。

で、うちはそれこそ、元祖と言われるこの名前を汚すことのないような政策を組んでほしいんですよ。だから、たき火を単にやめろじゃなくて、どうやったら正しく使えるか、そこ

を考えてほしいんですけれども、皆さん、ちょっと1回キャンプしてみたらどうですか。キャンプしている職員もいますけれども、行かな分からへんこともたくさんある。今回のぼやを課長も見に行ってもらいましたけれども、やっぱり怖いでしょう、これがテントに移ったら。テントは石油精製品なんです。一瞬で燃えるんです。人死ぬんです。そうなったら、あそこ、何千万人使えへんのやと。トータルで考えたら、この先。年間だけで9万人ですよ。町の財産をどう守るか。本当にこの1年は大事になると思います。しっかり6月の予算、よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

議長（西 昭夫君） これで坂本英人議員の一般質問を終わります。

6番、田中良三議員の発言を許します。

6番（田中良三君） 6番、田中です。質問事項に基づき質問させていただきます。

新型コロナウイルスについて、マイナンバーカードについて、後期高齢化に伴った集落の課題について。

その1番目の新型コロナウイルスの感染法上の位置づけについて、5月8日から5類に引き下げることに伴いについてお伺いいたしたい。

インフルエンザに比べ感染力が強い、5類に移行することで、検査費、治療費、行動制限等についてどのような影響があるのか。その中で、行動制限が一番心配するんですよ。5月8日からの移行後、無症状のコロナの患者さんは、原則、外出自粛要請がなくなると報道であります。この件について、よろしく願いします。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、ただいまの田中良三議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、5類への位置づけに伴います国の方針においては、ウイルス検査や外来診療、入院費について、自己負担となります。ただし、患者さんの急激な負担増を避けるため、医療費は一定期間、公費による支援が継続して行われることになっております。

なお、公費支援については、現段階では今年の9月末が期限となっておりますが、それ以降については改めて国から示される予定となっておりますので、詳細が示され次第、また広報や周知に努めてまいりたいと思います。

それから、行動制限でございますが、行動制限については、患者さんの外出自粛要請というのは求められない、行政による入院措置・勧告はなくなるというふうに聞いております。ただ、外出自粛要請はなくなりますけれども、発熱などの症状がある場合は、重症化予防、

また周囲への人への感染予防をするために療養することが望ましいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

この感染法上の5類になれば、流行の波が押し寄せたとき、検査希望で外来の患者が押し寄せるなど、医療の逼迫が救命患者の受入れ先が見つからないということがこれ以上に起こり得ると思うんですが、これに対して、笠置町は町内の病院、かかりつけの医者、いろんなその、山城病院とかにどういう対応を求めていますか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

現時点では、特段そういった申入れ等はしておりません。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） そんなら、5類移行後、一定期間、国は経過措置がある、1年間検査通知があるんですが、検査や治療に係る自己負担が増えることになり、以前、新型コロナウイルス流行時、笠置町は、インフルエンザ予防接種、マスク等の購入に関わる費用を町民に助成された経緯があるが、国の経過措置終了後、新型コロナワクチンに対する助成をどのように考えはるか。

埼玉県では、再拡大に備え、病床確保や重症者が円滑に療養できるような体制が必要と、財政支援を継続を求めるとあるが、京都でもそのような動きがありますか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスについての補助というところですが、助成については、現時点では考えてはおりません。令和5年度においても、国のほうで特例臨時接種というのが継続して行われるということですので、ワクチン接種については自己負担は発生しないということになっております。また、公費支援ということですが、コロナの治療薬の費用であったり、入院時の自己負担の上限を、高額合算については2万円程度減額するというふうにも聞いておりますので、それでまずは対応していただけるのかなというふうには考えております。

それからあと、要望のほうですが、現時点でその京都府でそういった要望をされているかというのは、申し訳ないですが、ちょっと私のほうでは分かっておりません。

議長（西 昭夫君） 6 番、田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

インフルエンザやったら高齢者に補助金とかが出ていますが、コロナに関しては、高齢者関係なく、一般の町民が希望する人には、やっぱり最低限助成をするような体制を取ってもらえるようお願いいたしまして、1つ目の質問は終わります。

その次、マイナンバーカードについて。

現在のマイナンバーカードの取得率は、これ、2月28日で終わるのを3月1日まで1日延びたんで、都市部ではめちゃくちゃ駆け込み需要があったと聞いておりますが、笠置ではそんなありましたか。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

2月末時点の取得率は、68.7%となっております。3月1日まで、2月28日に来られた方で申請ができなかったとおっしゃられる方は、笠置町ではございませんでした。以上です。

議長（西 昭夫君） 6 番、田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

ほんで、マイナンバーカードが紙の健康保険証が一体化し、紙の健康保険証が2024年秋までに廃止されると報道されておりますが、マイナンバーカードに健康保険証による利用するに当たり、町内医療機関の対応はどうなっていますか。私行っているかかりつけのところ、笠置町内違うけれども、もうマイナンバーカードの入れもんも入っているところ、2か所見ましたけれども、町内のやつもどうなっているか聞きます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、2023年4月からは、原則、全ての医療機関、薬局において、マイナンバーカードを保険証として利用し、受診できるように準備が進められており、町内の医療機関等におきましても、4月1日からの運用開始に向けた準備を整えておられると聞いております。以上です。

議長（西 昭夫君） 6 番、田中議員。

6 番（田中良三君） その歯医者さんのやっぱりあるんですね、入っていますね。

それでは、マイナンバーカードの取得は任意だと聞いているが、マイナンバーカードが取

得できないと、もしくはしない方について、今後、健康診療を受けられなくなるということですか。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードは、申請に基づき交付されるものであるため、マイナンバーカードがないからといって、保険診療を受けることができないということではございません。マイナンバーカードを保険証として利用された場合に、医療機関では診療記録などをその場で確認していただくことができるために、データに基づきよりよい医療を受けられるということになっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） マイナンバーカードの未取得者に対する今後の取得促進はどのようにお考えですか。

3月1日以降は、もういろんな助成金がないですわね。それに対して、笠置町でまだ取ってはらへん人のどのようにして考えはるんですか。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） まだお持ちでない方の分に関しましては、引き続き税住民課窓口での申請サポート、顔写真等の撮影も含めて、継続していく予定です。

また、平日にカードの受取りが困難な方に関しましては、4月以降も月1回程度ではございますが、休日の受取りが可能となるような日を設けております。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） よろしく願いいたしまして、その次の高齢化に伴った集落の課題について。

高齢者は、家庭や地域で孤立しないよう、地域の見守りや支え合いが地域のつながりの場、集いの場を充実させる、これは重要であると考えているが、笠置町としてはどのような見解を持ってはりますか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域の見守りや支え合い、集いの場等を充実させることは重要だというふうに考えております。現在、笠置町においては、独り暮らしの高齢者の安否確認等について、介護サービス等につながっている方については、包括支援センター等によつての訪問活動等を行っております。

ます。また、地域の民生委員さんや老人クラブなど関係機関においても、見守り活動を行っていただいております。その他、健康相談など健康に関する事業や介護予防事業など、毎月定期的に行っている事業については、毎回参加される方が参加されなかったときなど連絡し、様子をうかがっているところでございます。

また、高齢者の社会的な孤立の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに地域での助け合い体制を図るため。住民主体の場、事業の普及に努めており、現在、飛鳥路地域で実施していただいております。今後もこういった活動を引き続き行っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） 笠置町の人口も1,150前後になっているし、ほんで、限界集落もやっぱり出てきていますんで、このことを、限界集落の場合は、見守り隊とかが絶対必要ですわね。よろしく願いまして、ほんでこの高齢化に対し、人口減少に伴い、集落における自助・互助・共助が困難になっていると考えている。これがもう限界集落がなってきたら、この問題が一番先に出てくるんですわね、高齢化に伴うというのが。これに対する笠置町はどのように対応されますか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

自助は文字どおり自分で、共助については、近隣でお互いに助け合うということ、形になりますんで、問題になりますのは、互助になるかと思えます。現在、各区の人口減少、それから高齢化等々に伴って、その互助が問題となりつつあります。区、要するに自治会などの地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、有償ボランティアなど、今後はますます多様な互助制度の確立が求められていくことになるかと思えます。現在のところ、社協さんなんかでも様々なそうした取組も進められてはおりますけれども、なかなか協力員の登録が進んでいないというのが状況でございます。

こうしたことから現在、町では、関係団体、老人クラブさん等々とシルバー人材センターを立ち上げて、互助については何とかやっていけないかというところの協議を進めているところでございます。ほかにもいろんな組織ございますんで、そうした組織とも協議しながら、見守り活動、それから生活支援ですね、そうしたことも今後ますます課題が大きくなっていくのかなというふうに感じております。そうした団体と話し合いを進めていって、何が必要なんか、何ができるのかということについて、また御相談させていただく場というのを設けさ

せていただこうと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） よろしくお願いいたしまして、これで質問を終わります。

議長（西 昭夫君） これで田中良三議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩します。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き開会します。

7番、由本好史議員の発言を許します。

7番（由本好史君） 7番、由本です。通告書に基づき一般質問を行います。

まず1つ目は、JR笠置駅構内の店舗スペースについて。

2番目は、笠置いこいの館について。

3番目は、特別養護老人ホームの誘致について。

4番目は、笠置町火葬場条例・笠置町墓地の設置及び管理に関する条例について。

5つ目は、笠置町木津川河川の管理委託について。

6番目は、マイナンバーカードについてです。

まず1つ目の質問を行います。JR笠置駅構内の店舗スペースについて。

店舗スペースはこれまで、ネイルサロン兼カフェだったが、1月末で撤退した。4月1日のオープンを目指して、2月20日まで募集をしていると報道されておりましたが、その経緯並びに応募状況について、詳細な説明をお願いいたします。

なお、再質問は自席から行います。よろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

経緯につきましては、昨年10月末頃にオーナーの方から、1月末をもって退店したいという意向を伺ったということでございます。それを受けまして、営業を継続していただけないかという打診をされたようなのですが、撤退の意思は固く、1月末をもって退店されることになったという経緯でございます。

応募状況につきましては、2月20日で出店者の応募の締切りが行われまして、1事業者から応募があり、まちづくり会社の事業部会で応募のあった1事業者の出店が内定されたと

いう流れになっておりまして、今月3月21日から新しい事業者で開店されているという状況になっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

JR笠置駅構内の店舗スペースの管理は、笠置まちづくり株式会社ではありますが、この対応がすごく遅いと思います。ネイルサロン兼カフェの方が1月末で撤退するという事は、その10月末現在で分かっていたということで今報告があったんですが、どうしてもっと早い対応ができなかったのか説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございますが、なるべく間を空けないで次の事業者に入っていただきたいということで、撤退の意向を確認された後、まずは個々に事業者を探しておられました。その中で、内見はあったものの、12月中旬頃の時点では、その内見された事業所に出店には至らなかったという状況でございます。また、12月4日に商工会で実施されました創業説明会、これは10名程度参加されているんですが、その参加者についても呼びかけられたようなんですが、出店には至らなかったということでございます。その後、まちづくり会社の取締役会でそういった現状を報告された中、事業部会を経まして、1月20日から2月20日までの一月間を募集期間として、出店者を募集しようということになったということでございます。当初は個別に出店事業者を探されておりましたけれども、なかなか新規の出店者が見つからなかったということで、結果的に1か月間の期間を設けて応募するという事になったため、時間を要したのかと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

笠置まちづくり会社は、町の魅力を発信できるような店に入ってほしいというようなことでありましたが、町の魅力を発信するためにも、隙間のない対応が必要だと思います。3月21日から新しい事業者が入ったということでありますが、その2月、3月はその空きスペースはどのように活用されていたのでしょうか。

また、この新しい事業者が入られたことの広報なりをしていただくようなことはお考えになっているのか、その点お聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、1月末で退店されて、その後、ほぼ期間、審査を経まして、2月27日に現在の事業者へ引渡しを行われております。そこから21日の開店まで準備をされていたということでございます。由本議員おっしゃいますように、隙間のない引継ぎと申しますか、次の店舗への引渡しというのが一番よかったのだらうという思っておりますけれども、1月末から2月27日の引き渡すまでの約1か月間につきましては、利用者の内見等はあったようでございますが、そのスペースを利活用できていなかったというところが現状でございます。

また、PRでございますが、まちづくり会社のほうで新しい事業所のチラシ等つくられておりますので、そちらでPRをされておられます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今後とも、そういった隙間のない対応と、そのPRについても、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。笠置いこいの館についてでございます。

笠置町は、フェイスを相手取った訴訟について、訴訟を取り下げ、指定管理料と水道料金の計約820万円の債権を放棄しました。この件について、早急に町民に経緯を説明していただく必要があります。いつ頃、こういった形で説明をされるのかお伺ひいたします。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

フェイスとの裁判の経緯につきましては、3月4日付でホームページに掲載はいたしております。内容は、訴訟の経緯、審理の経過、和解条項、訴訟にかかった費用、町の考え方となっております。ただ、ホームページを御覧いただくことが困難な住民の方も数多くおられますので、ホームページの内容について、もう少し分かりやすくした文面を作成して、できるだけ早急に回覧するなどの方法で周知に努めたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

3月4日にホームページにアップされたということで、本当にホームページを御覧にならない住民の方がたくさんおられると思いますので、またテレビとか、以前から利活用を申し

上げておりましたが、そういったあたりも利用していただいたらいいかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、町長は就任時から笠置いこいの館を再建したいと発言されておられましたが、一向にスケジュール案や予算案について説明がされておひません。町長の任期は、あと残すところあと1年と迫っておひます。笠置いこいの館をどのようにされるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

いこいの館の再開につきましては、私もかなりいろいろなことを勉強させていただいて、考えさせていただきまされたけれども、現在、今、考えておひますのは、6月には経営コンサルタントの経費を予算化して、いこいの館の再建及び経営の黒字化についてのアドバイスをいただこうと考えておひます。その前に、コンサルに提示する条件というもの考えた上で、どういったコンセプトにしていくのかというようなお話を決めないといけないわけですが、これはできるだけ早急に特別委員会でお諮りしていただこうかなというふうにかけておひます。その後、商工観光課で実施してまいりました温浴施設等の視察の報告等も踏まえて、協議を進めていこうと考えておひます。コンサルタントの報告書を頂くまでには恐らく数か月間の調査期間が必要だと思ひますので、その結果をいこいの館特別委員会にまた御報告、早急に取りまとめてしていきたいと思ひます。それから、どうした施設にリニューアルをしていくのかを特別委員会で検討していただく必要がありまして、その結果に基づいて令和6年度には具体的な改修のための見積りを依頼した上で、提示できるのではないかとというふうにかけておひます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今の町長の答弁なんですけれども、たしか昨年度もコンサルの経費を上げて、そのいこいの館をどうするかということをおっしゃっていたかと思ひんですけれども、その予算も計上されなかったというようなことだったと思ひんですが、令和5年度も当初予算も否決されて暫定的な予算の中、また6月にコンサルの費用を上げてというような話、なかなか理解できないところなんですけれども、その特別委員会のほうに諮って、いろいろ進められるということですので、もうこれ以上言ってもしやあないのかなと思ひますので、またその点はよろしくお願ひをいたします。

次に、特別養護老人ホームの誘致について質問させていただきます。

特別養護老人ホームの誘致につきまして、1年前の担当課長の答弁では、介護保険事業計画に施設整備を盛り込む必要があり、事業計画については、京都府でも府内の圏域ごとのサービス見込料や施設整備の見込み等を事業計画を定めており、府とも調整して京都府の事業計画にも施設整備を盛り込む必要があり、その上で事業者の公募を行って、施設整備をしていくことになる。ただ、特養を整備するとなると、被保険者保険料が今よりも高くなることは確実なため、要介護者の方がどのようなサービスを望まれているかというところのしっかりとしたニーズ調査を実施した中で、整備した場合の保険料水準などを総合的に検討していく必要があると答弁されておりましたが、このニーズ調査や総合的な検討はどのようになっているのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ニーズ調査につきましては、令和4年、5年度で策定を進めております第10次の高齢者福祉計画第9期介護保険計画の基礎資料とするため、現在、アンケート調査を実施しております。その設問の中で、今後充実すべき施設等は何ですかというような問いかけをさせていただいており、こうしたアンケート調査を基に、令和5年度において総合的な検討をして、計画の策定に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

このアンケート調査というのは、どなたを対象にされているのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

65歳以上の方、また要介護認定者の皆さんを対象に、アンケート調査を実施しております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

65歳未満の方もこういった特養の件については関わってくる問題だと思うんですよ。やっぱりそういった方々の意見も聞く必要があるかと思うんですけれども、そのあたりのお考えはどうなんでしょう。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

今回については、65歳以上の方を対象にした介護予防、日常生活圏域のニーズであったり、実態調査というような形でさせていただいておりますので、また由本議員がおっしゃるように、それ以外の方について、どのようにできるかはちょっと今後検討させていただきたいというふうに考えます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この計画も毎年作成されるわけではないと思うんですけども、そういったあたりもちゃんと住民のニーズを把握されて、計画を作成していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、笠置町火葬場条例・笠置町墓地の設置及び管理に関する条例についてお伺いをいたします。

令和3年の9月議会で、現在の墓地の設置及び管理に関する条例には、西部霊園、堂ヶ峰22番地の記載がないと。現状にそぐわないものとなっているということから、この条例を廃止し、新たな条例案を現在作成中であると。火葬場条例についても町が設置したもので、管理等を西部区に委託しているものではなく、こちらも現状にそぐわないものとなっていることから、両条例を併せて精査し、提案できるように努めるんだと答弁をされておりました。令和4年6月の議会でも両条例を精査し、まずは笠置町墓地の設置及び管理に関する条例のほうから議会に提案すると述べられておりましたが、いまだに議案が提案されません。どのようなになっているのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいましたように、両条例を精査し、墓地の設置及び管理に関する条例のほうから提案する旨、お答えしていましたが、提案できておりません。

墓地の設置及び管理に関する条例から西部墓地の峠15番地を削除し、堂ヶ峰22番地を加える方向で検討はしておりましたが、管理を各区に委託している実状はなく、また、他の条例改正とは異なり、国からの制度改正等に基づく修正ではないため、笠置町独自の条例であるために、制定当時の過程等も含め、精査する必要があると思いますが、現在、当時の資料を確認中です。平成12年に京都府から権限委譲のあった墓地台帳によりますと、西部区墓地を除き、経営者は区長や住職等になっております。いつまでにはと現段階ではお答えできませんが、改正等を行う前に区長等に現状の説明等を行った上で、改正を検討すべきだ

と考えております。

また、火葬場についてですが、現在、すぐに使用できる状態ではなく、大阪や奈良等の火葬場を利用させていただいております。また、伊賀市の火葬場においては、定住自立圏の関係から、市外の方の半分程度の金額で御利用いただけることもあることから、今後の維持管理等を含め、檀家さん等と相談しながら方向性を決めた上で、条例の改正を検討していけたらと考えておりますので、議員の方のお力添えをいただければ幸いです。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

もう2年近く私は問題提起をしているんですけども、この区長さんと、そうしたら住職さんとどうい話合いをされているのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 今のところ、話をさせていただいたことはございません。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

もう2年近く前から言っているのにね、まだ何も話をしていないというの、町長、こういった状況をどう思われますか。もう町長、あともう任期1年ですよ。もう2年もたって、私、問題提起していて、関係者と何も話していないというような状況。町長のお考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 誠に申し訳ございません。墓地の問題については、以前、御指摘いただいております。そのことについて、実際に現状と条例とが整合性が取れていないということなのですが、こういった形で管理をしているのかというようなことも含めて、協議が調っていないというか、説明がきちんとできていないということで、誠に申し訳なく思っております。できるだけ早急にきちんと条例の改正を行いまして、御提案させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 今のでいいですか。

町長。話が進んでいないことに対してです。条例はまあその後なんでしょうけれども、話が進んでいないことに対して、町長の考えをということやと思うんですけども。町長。

町長（中 淳志君） 私のほうで全て状況を把握していたわけではございませんで、具体的な指示というのが十分できておらなかったということについては、十分反省しております。申

し訳なく思います。

できるだけ早急にきちんとできますように担当課のほうで調整した上で、提案させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） そうしたら町長、ちゃんとして指示をしていただいて、関係者ですね、区長なり住職なり、檀家さん等々、まず協議をしてください。それも全くされていないことは、もう残念でならないんですけれども、これ以上言っても仕方ありませんので、そういったあたり整備をしていただくような、進めていただけますようお願いを申し上げておきます。

次に、笠置町の木津川の河川管理委託についてお伺いしたいと思います。

笠置町木津川河川の管理を観光協会に委託をされていますが、委託期間が令和5年3月31日をもって満了となります。令和5年4月1日以降の木津川河川の管理はどのようになるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問でございますが、河川敷の管理につきましては、現在の契約では、契約期間満了の3か月前までに、書類により解約の申入れがない場合は、2年間自動的に更新するという契約内容になっておりますので、2年ごとに毎年自動更新をしております。その2年間の更新期間の満了が令和5年、今回の2年間につきましては、令和5年3月31日というふうになっております。

書面による解約の申入れがなかったため、2年間の自動更新ということになりますけれども、河川のオープン化の社会実験が本年9月で終了いたします。それ以降、オープン化に向けて、国との協議等を進めていく予定としております。それに合わせまして、オープン化後のキャンプ場の運営管理の方法等もございますので、現在、今回、今からの2年間の更新を最後に、委託契約を終了する内容の変更契約の締結をするための事務を進めているところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

社会実験が9月30日で終わるということで、以前、河川のオープン化後は、キャンプ場の利用料の一部を一般財源として受け入れる考えですというような町長の答弁があったかと

と思いますが、そのあたりはどのようになるのでしょうか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ほかのいろんな諸所の問題もございますけれども、現在、河川敷でいただいております協力金については、どういった名称になるのかは別として、一定部分を町の一般会計に入れていくという方針に変更はございません。ただし、これも協議会のほうで協議をした上で決定していくこととなりますので、実際、どのような形での運営になるのかということも含めて、社会実験終了後に協議を進めていく形になるかというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 2 7 分

再 開 午後 1 時 4 7 分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

河川には多くのキャンプ客が来られております。そのことによりし尿及びごみ処理の負担金が町民の大きな負担となっております。このことについての見解をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 昨年四季を通じて、非常にたくさんのキャンプ客が笠置町にお見えになりました。これに伴って、河川敷のし尿やごみの量、共に増加しております。

まず、し尿につきましては、一般家庭と同様に、観光協会のほうでくみ取量に応じた費用をくみ取券で支払われております。これはし尿についての条例が相楽広域行政組合の中で決められており、処理料については搬入量に応じてということで、くみ取券での処理が行われております。ただ、固定的経費、要するに、施設の管理経費等々については、し尿の投入量に応じて費用負担がそれぞれの市町村で計算されるという部分があって、搬入量が増加すると負担が増えるような仕組みになっております。

ごみの処理につきましては、観光協会のほうでもしっかりとごみの分別を行っていただき、資源回収にも努めていただいているところではございますが、利用客が増えますと、どうしても処理料が増加します。キャンプに来られる際、食材等のごみですね、出ないような工夫、それから分別等々についても、しっかりとした啓発を管理を担当する商工観光課と連携しながら、観光協会のほうでしっかりとした対策が必要かなというふうに考えております。

なお、し尿、ごみ処理ともに何らかの方法で笠置町のほうに財源が入る仕組みを商工観光

課とともに検討していけたらというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今までかなりごみなりし尿の負担金、処理の負担金が町民の負担となっておりますよね。そのあたりの話を答弁をいただきましたかっただけですけども、以前キャンプの利用料をその一般財源に入れて増えた経費についてはそういったところで充当するというような発言をされておったと思うんですけども、そのあたり再度どういう考えかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 考えんといかん点は2点ございまして、し尿処理については運営的経費はこれは搬入量に応じて増えていくということで、これを制度的にそうなっておるということでございます。

それから、事業系の一般廃棄物につきましては、相楽東部広域連合の条例でごみの金額、処理場の金額を定められております。この金額と実際の処理料との差額が行政のほうにそれぞれ請求がいついたということで、まずこの条例の見直しをまず考えてくださいということで、過日2月27日ですか、その席上で相楽東部広域連合正副連合長参与会ございまして、その席上で何でこんなに増えておるんやろうということで問題提起させていただきました。条例改正をしていただきたいというお話をまずしております。

もう1点、23日にこのごみの件について、し尿処理とごみの件について、観光協会の会長と面談をしております。事業系の一般廃棄物等々は事業者が経費を負担することが原則となっておりますが、実際問題、町の一般財源で負担していかれると住民の負担になっているという形なので、一定の金額を町政協力金として負担してくださいと、これはあくまでも協力金の名目でしか受け入れることできないので、了解してくださいねということでお話ししております。ただ、観光協会のほうも役員会等々の必要ございますので、どの程度のお金をいつ払っていただけるのかというのはもう1回詰めないといけないのかなというふうに思っています。基本的にそういう状況にあるということは理解していただいております。

今後河川のオープン化が進んでいく中で、一定のお金を町の一般財源のほうに繰り入れていくという方針に考え方そのものに変動はございません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

笠置町は観光で売っている町だと思っておるんですけども、観光客が来ることによって

そういったごみなりし尿が増えて、町民の負担増というようなことになっておりますので、そういった町民の負担にならないような対策をよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、最後にマイナンバーカードについて質問させてください。

24年度秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードとひもづけということですが、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込みが必要とされておりますが、どのような手続が必要か、またマイナポイント第2弾の取得方法もお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードを保険証として御利用いただく際には、マイナポータルという行政手続を行う専用のサイトからスマートフォンを使用して申込みを行うことができるほか、セブン銀行のATMや医療機関、薬局の顔認証付カードリーダーでも手続が可能となっております。御自身ではひもづけが困難な方に対しましては、役場税住民課窓口や保健福祉課窓口でマイナポータルのサイトを利用してひもづけをするサポートを現在も実施しております。

また、マイナポイント第2弾についてですが、2月末までにマイナンバーカードを申請された方までを対象に取得されたことに対して5,000円分、保険証とひもづけることで7,500円分、公金受取口座の登録で7,500円分の合計2万円分のポイントがもらえるというものです。これらは現金が振り込まれるというのではなく、キャッシュレス決済サービスで受取り及びお買い物をするという仕組みになっておりますので、したがって、キャッシュレス決済のサービスをお持ちでないとは手続が行えません。

取得方法ですが、御自身のスマートフォンやパソコンからマイナポイント及びマイナポータルそれぞれのアプリやサイトを検索していただいて、必要事項を登録していただく必要がございます。

御自身で行うことが難しい方は、先ほども申し上げました税住民課及び保健福祉課の窓口、そのほかこれらに関しましては、笠置郵便局やキャッシュレス決済を対応しておられるスーパーなどでもひもづけの手続のサポートをしていただけますが、現在公金口座をひもづけるサポートは、役場の窓口のみとなっております。

マイナポイントの申請は、令和5年5月末までとなっていたものが延長されたと報道されておりますが、現在延長の通知、詳細は来ておりません。

ポイントの使用期限は御利用になられるキャッシュレスの会社によって異なりますので、御注意が必要です。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

なかなかパソコンなりスマートフォンとか持っておられない方々おられると思うんですけども、こういったまた方法等につきまして、テレビを使っていろいろ広報のほうよろしくお願いをいたしたいと思います。

それで、マイナンバーカードと運転免許証一体化するということですが、その内容についてお分かりでしたらお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 運転免許証との一体化ということですが、2024年度末予定とされていましたが、今のところ詳細等は届いておりません。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ちょっと先ほどいこいの館のこのところちょっと聞き漏らしがあったので再度お聞かせ願いたいと思うんですが、先ほど町長が特別委員会のほうでなんか決めていただくというような話をされたかと思うんですけども、その内容と予算の仕組みですよね、今回暫定予算が提出されて当初予算が否決されたということの中で、先ほどコンサルも6月の補正という話をされたかと思うんですけども、そういった予算の仕組みはどうなっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 先ほどご説明いたしましたいこいの再開スケジュールについての内容でございますが、現在あくまでも私自身の考えで再開スケジュールについてはこういうふうを考えているというような中身のお話をさせていただきました。具体的にコンサルに提示する内容でありますとか、どういった形でそのコンサル選定していくのかというのは、きちんと委員長はじめ特別委員会の中で議論していただいた上で予算化をしていくという形になるかと思います。

議長（西 昭夫君） 町長、一般質問は行政、財政について質問しているんですね。ここで町長の個人的な意見を求められてないのに町長個人の意見を答弁されるというのは違うと思うんですけども、その辺はちゃんと自覚して答弁していただきたいと思います。

町長（中 淳志君） 再開スケジュールについて再度答弁いたします。

スケジュールということですので、具体的なスケジュールをお話しせんといかんのかなと

ということでお話をさせていただきましたが、いこいの館の再建と経営の黒字化については、何らかの形で検討していかなければならない大きな問題だというふうに考えております。そのことについて特別委員会の委員の皆さん方、また議会議員の皆様方と相談しながら、再開のスケジュールについて具体的なことを決めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 予算の仕組みについて、参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員御質問いただきました今回の予算ですけれども、今暫定予算、午前中に可決いただきました。これにつきましては、あくまでも暫定ということで、4月から6月の経費を上げさせていただいておりますので、次先日正副議長さんをお願いしたのは、5月の早い段階で臨時議会を開催をさせていただいて、そこで本予算、今の当初予算と言われるものを審議いただきたいというふうに考えております。

町長、6月の補正と言いましたが、まず今回は暫定になりますので、年間を通じた予算が成立した後、その経費が計上されてくるものかなと考えております。

仕組みと申しますか、今回の当初予算を受けての内容といたしましては、予算の作成と申しますか、予算の編成については、5月の臨時議会で本予算の審議いただき、その後どこかでの補正予算になるのかというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） そしたらこれで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（西 昭夫君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

1番、向出健議員の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

質問通告に基づきまして質問させていただきます。大きく4つの課題について質問させていただきます。

1つ目には、保育料無償化、通学費無償化など子育て世代、若者世代向けの移住定住にもつなぐような政策も含めまして質問させていただきたいと思っております。

2つ目には、いこいの館について、タイムスケジュールや検討項目、課題、また住民にしっかりと説明することなどを求めたいと思っております。

3つ目には、放置竹林・樹木の対応についてお尋ねをしたいと思っております。

4つ目は、空き家対策、特に危険家屋の撤去などの対応について質問させていただきたいと思います。

まず1つ目の質問ですが、子育てに関してですけれども、保育料の無償化と通学費の無償化の実施について、これまで実施していないというふうにしていますけれども、実施しない理由、また課題は何でしょうか、まずお尋ねをしたいと思います。

なお、続きの質問は自席にて行います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。子育て支援について、保育料の無償化、高校生に対する通学費援助などの支援策については、近隣町村の状況を踏まえた上で現在のところ考えておりません。総合的な子育て支援ということで、本年度また他の支援制度というものを検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

近隣市町村でいきますと、通学費の補助、和東町では行っておりますし、隣の南山城村も保育料の無償化等々行っているわけですね。同じ東部連合の中で既に実施が行われていると、それから当初予算自体は否決されましたけれども、条例上では満18歳までの医療費無償化はこれまでされないといった中で提出をされ、採決をされています。こういう中で、整合性を持たせて全面的に子育て、若者世代を支援しようと思えば費用もわずかだと思うので、このあたりのことは検討して考えていくべきではないかというふうに考えているわけなんですけれども、近隣市町村と見比べて見てやらないというのはどういう意味なのか、もう少し内容の説明をいただきたい、今後も一切やる気がないのかも含めてお答えをいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。まず和東町の通学補助については、バス代が異常に高いということで補助されているわけで、学校まで全部補助されているというふうには伺っておらないところでございます。

保育料の無償化について、南山城村ではそういう独自の支援策を行っておられるということですが、笠置町は笠置町として独自の政策を打ち出してお子さんたちの支援制度というものを考えていきたいということでございます。

将来的に保育料無償化でありますとか、通学費の援助などの支援策については、全く検討

していないということではなくて、どういったところにどういうふうな支援をしなければいけないのか、総合的な子育て支援の枠組の中で検討していく課題の一つやという認識はしております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

そうしますと、費用面について確認したいんですけども、保育料の無償化、また高校生の通学費の無償化を実施する場合、どれぐらいの費用でできるのか、お答えいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、保育料の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

令和5年度の保育料につきましては、継続入所される方のうち対象の方が2名おられます。その1名の方については、無償の対象ということで無償なんですけれども、もう1名の方について年間でいいますと10万8,000円ほどかかることとなっております。見積もっております。その他令和5年度においては2名の入所のほうを見込んでおるんですけども、その方々の保育料については、世帯の所得状況等がございますので、現時点では分からない状況となっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。私のほうからは、高校生の通学費に関してお答えさせていただきます。

保健福祉課のほうでの所管でもありませんし、連合というわけではございませんので、ちょっと保健福祉課のほうで課長のほうで調べていただいた内容ではございますが、私のほうでお答えさせていただきます。

今学生、高校生というところで、何名の在籍いらっしゃるのか、どこへ通学されているのかというところの把握はできておらない状況ですので、想定される近隣の高校までの通学というところで見させていただきましたら、例えば木津高校でございましたら1か月5,360円ということになります。6か月になりますと2万8,980円ですので、約3万円、また南陽高校になりますと1か月5,500円、6か月となりますと2万9,720円というところなんです。城陽高校になりますと1か月7,690円、6か月では4万を超える金額というところが出ております。

今後検討する中で、その高校どこに通われているか、人数等の把握の必要もございますので、一概にこの金額だけで積算というわけにはございませんが、資料といたしまして今手元にございます内容でいきますとこのようになっております。

また、実施していくとなりますと、申請というところもございますので、そこらの詳細については、まだこれから全く今ない状況ですので、今金額だけの提示にとどめさせていただきます。以上です。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

ぜひまず実態調査として高校生の通学状況とか把握していただいて、今後の検討課題等いただきたいんですけども、今言われたように比較的近いところでも半月で2万超えてくる形になっていますし、城陽のほうでいけば今言われたように4万円、半年超えてきているというぐらい負担されているんですけども、京都府のほうで通学補助の制度があるんですけども、所得に応じているわけですが、比較的所得が多くない方とかでも例えば月でいうと1万7,000円を超えて、超えた分の半額だけを補助するという制度になっているわけです。今言った金額だと該当しないのがほとんどなわけです。だけれども、年間数万程度、二、三万からもっと数万程度は負担しているという中で、経済的にもいろいろな状況がある中で、安心して学べるようにするためにもぜひ実施いただきたいというふうに考えています。

保育料無償化に至っては、今言われたような本当に少ない金額で実施できますし、これまでも若者世帯向けへの家賃の補助等などもやってきている中で、ワンパッケージで子育て世代に力入れていますということの意味も含めましたら、もう少しこういうところにも力を入れてPRしていく必要があるのではないかなというふうに考えています。

それで、これまで若者世代、子育て向けの支援策もやってきた中で、これらの若者世代とか子育て世代のアンケートといいますか、ニーズ把握といいますか、そのあたりのところとこれも移住定住に向けましてPR等どのように取り組まれているかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

若者、子育て世帯へのPRやアンケートというところなんですけれども、今年度、来年度において子育て計画というのを作成、2か年で策定をさせていただきます。令和5年度においては、子育て世帯に対してのアンケート調査というような形で実施しますので、その中で

ニーズ等把握できたらなというふうに考えております。

あとPRのほうなんですけれども、それぞれ保健福祉課の事業については、事業ごとですけれども、ホームページ等で掲載をさせていただいております。また、町のホームページのトップページのところに人生の出来事という欄がございまして、そのところには妊娠・出産であったり、子育てというような形でのそれぞれの分野で分かれておりまして、そこをクリックしていただいたらそれに関連するホームページに飛ぶというような形では実施させていただいております。ただ、内容等については、今後さらに充実させていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

先ほども他の議員からも質問にありましたけれども、なかなかPRだけではなくて実際に来てもらったという形もいろいろ取組としてあるのかなと思うんです。特に若者世代、子育て世代の家賃補助等もして、その移住定住のための政策を進められておられますので、そのあたりについてももう少し具体的な取組をしていくべきではないかというふうに思っています。

特にお試し住宅というのがありますけれども、今あるのはちょっと裏手側でなかなかそういう世帯向けではないんじゃないかなと、そういう世帯向けの住宅を整備されまして、お試し期間もつくって経験してもらって、その中でこういう制度も利用できますとか、子育てしやすい環境なんですということも含めて、そういうところでのもっと具体的なPRというものもあるんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういうもう少し具体的な政策とか、今後大きな展開をしていこうというような展望等はないのか、そのあたりお聞かせいただきたいと思えます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。私もホームページ等々でどういうふうな形でそれぞれの子育て政策なり、移住定住政策なりが挙げられているというのは理解というか、見ておりますけれども、やはりちょっと見にくいといいますか、なかなかその思ったところのページに届かないというようなことがございます。何か工夫した上でパッケージ化できるような形でホームページを更新するような作業というのを進めたいなというふうには考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 向出議員、もう1回分かりやすく質問してください。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

要するにホームページの改善もいいんですけども、受動的に受け身になってやっている対策ではなかなか進んでいかないと思われるので、例えばですけども、何かそういう地域交流イベントみたいのを開いて近隣のところに何かPRして、こういうイベントあるので1回来てみませんかとか、何かそういうもう少し打って出るような積極的な政策というのを子育て世代や若者世代、もちろん移住というのはそれだけの世帯ではありませんけれども、この間進められた中で家賃補助も進められた中でどういう展望といたしますかということは何か議論されているのか、それとも今言われたようなホームページの改善とか、パンフレットの作成で来た方に配ったとか、そういう今までやってきたような中を工夫するというところだけになっているのか、そのあたりについてお聞きをしています。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたしました。ただいまの向出議員の御質問でございます。何らかの形では交流イベントという形になるかどうか分かりませんが、先ほどちょっと答弁させていただきましたように、移住定住に向けたそうした説明会なり何なりを検討したいというふうには考えております。その中で子育て世代の方がおられたら、こういう内容の政策を現在笠置町とっていますという形でのパッケージ化したものを提示できればというふうには考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

待っているだけではなかなか進まないというのが現状ですので、ぜひもっと働きかける形の能動的な政策というのをぜひ検討していただきたいし、実施もいただきたいと思っています。

また、高校生の通学費の件なんですけれども、月額1万7,000円という条件がそもそもなかなか厳しい状況で、京都府の補助金でいえばほとんど対象にならんと、それで超えたとしても数百円しか補助されなかった例というのが実際聞いている範囲であるんですけども、これではなかなか何のための補助なのかということもありまして、笠置町としてはなかなか単独で今すぐ難しいとしても、例えば京都府のほうについては、こういう制度をもっと拡充するようとか、呼びかけるというようなやり方もあると思うんです。そのあたりについて京都府に対してもこういうことで何かご意見とか求めたり、要望活動とかされているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。通学費に限定した形での要望というのはなかなかできてないと思います。就学支援ということで子育て政策の中で今後交通費についても拡充していただけるような形での要望活動というのはしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

保育料無償化も含めまして、予算的にもそんなに大きくはないと思いますので、ぜひ実施を求めたいと思いますし、府への働きかけも呼びかけたいと思います。特に具体的な事例も示しながら、この実態をはっきり告発するといいますか、実態をきちっと話しした上で求めていただきたいというふうに思います。

そうしましたら、2つ目のいこいの館についての問題について質問させていただきたいと思います。

先ほどの説明では、いこいの館の委員会のほうにかなり諮って決定していくような説明になっていたと思うんですけども、そうではなくてちょっと具体的にこれまで流れを示していただけてないのであれなんですけれども、まず町の方針とか経営コンサルタントに委託する際の条件、この検討と決定がまずあるのではないかと、その後に経営コンサルタントに実際に委託をする段階があって、再建案を検討、決定する過程があると、その経過の中には当然庁舎内での議論はもちろんのこと、委員会での協議、住民への協議説明、またはアドバイザーボードなどでの説明や協議等それぞれ段階の協議があると思うんですけども、そういう段階ですね。再建案どれぐらいかけて具体化するのか分かりませんが、再建案の決定の中には、どのようにリニューアルするのかとか、こういうふうにしたらどれぐらい費用がかかるのか試算をしたりとか、各種の資料の調査をして資料化して作成するとか、また業者に任せる場合の業者につける条件ですね、年間の委託料といいますか、指定管理でいくと指定管理料をどうするのかとか、そういうたくさんの検討をして再建案を決定しますと、その後にこれがどっちが先かあるんですけども、経営者の募集をまずして決定をしましたと、事業者の声も聞きながら実際のリニューアルに入っていくと、こういう形のリニューアルという希望も含めて協議をして、リニューアルを実施する、その後にやっといこいの館の再開となるというような流れだと思うんですが、これまでそういう明確な形の流れの説明がなくて、実際にはさっきあったみたいに委員会のほうでかなり決めていくようなニュアンスも聞きましたけれども、今言ったような流れで進めていくということでもいいんですよ。そういう

認識でいるわけですがけれども、それでもしそれでいくとしたら、それぞれ何月頃というめどもやはりつけるべきだと思うんです。ずれることはもちろんあると思いますけれども、そういうのをタイムスケジュールを示すということになると思うんですが、そのあたりについて答弁をいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。大まかな流れは向出議員がおっしゃっているとおりでございますが、ただその具体的な再建計画について実際事業者を公募してから再建案の具体的な中身を決めるのかどうかというのはまだちょっとどっちがいいのか判断つきかねている状態です。結局具体的にこういう形でのリニューアルをやります、やってから募集しますというのがいいのか、それ以前に基本的な枠組だけを決定して実際のリニューアルについてどのような形でやっていきたいと思いますかというのを事業者と相談しながら進めるほうがいいのか、大まかな枠組が決まっているわけでございますけれども、そのあたりの手続というのはどっちがいいのかなというのはちょっとまだ十分検討できていないところでございます。

大まかなタイムスケジュールでございますが、ちょっとやはり私あちこちで聞いていますところだと、コンサルタントでも何か月か調査期間が必要やということで、それ以前にどういった内容での事業計画出してくださいと、町の基本的な考え方を先にこちらのほうできちんとまとめた上でコンサルの募集とか選定に移るわけですがけれども、その前に町と議会が一緒になってこういう形での経営をしたいというようなプランニングをつくらなあかんと思います。コンサル予算がもしお認めいただけましたら、その後その委員会等々の内容に沿ってプロポーザルを実施してコンサルタントの事業者を募集していく格好になるかなと思います。

具体的に何月に終わるのかということになってきますと、コンサルタント業者がどの程度の期間が必要かということもございまして、行政側としてはできるだけ早くコンサルタントの選定等々をやっていきたいなというふうに思いますけれども、今年いっぱい少なくともかかってしまうのかなというふうには思います。

実際にその具体的にどのような形での改修計画をつくっていくのかというのについては、その後の議論をしていく必要がございます。できれば7年の当初にはきちんとした内容で再建案というものをつくって予算化して、そのときに資金の問題も含めて、きちんとした議論をやるべきやというふうには考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

この間、こういう今言わせていただいたような明確なフローというのを示されていないくて断片的には言われますけれども、やはりきちっとこういう形で資料にもしていただいて流れをきちっと書いていただくと、期限についてはもちろん前後しますけれども、例えば最低限いつまでにはという締め期限という形で示すやり方もあると思うんです。いつまでにはやると、こういう形で一定めどをつけて分かりやすいものを資料としてきちっと整えていただきたいと思っています。この間の説明でなかなか行政のほうからきちっとした形で説明いただいていませんので、そこはお願いをしたいと思っています。

それで、あと検討課題なんですけれども、まだこれからという面はあると思うんですが、検討課題については、どういうものがあるのかというのもある程度固めたりピックアップしたりする作業というのは進められているのではないかというふうに思うんですが、この間どういうことを検討するべきなのか、何が課題かというのは、温泉施設の視察などで大西課長のほうから一定の所感という形で部分的には示されていますけれども、それもやはりきちっとまとめた形でこういう検討課題が要る、こういう調査をしなければいけない、これについてはどういう形にするのがいいのかも検討しなければいけないとか、項目として整理していただきたいと思うんです。そのあたりについて答弁を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向井議員の御質問でございます。まず検討課題でございます。

どうした施設が特色のある魅力ある設備として考えていかなければいけないのか、まずこれが検討課題の 1 番目になるかと思えます。それから、タイムスケジュールの問題がございます。3 番目、やはり一番大きいのは費用の確保の問題になるかと思えます。

具体的な計画、予算の策定等々まだ何もできていない状態なので、一応費用の確保については、京都府さんにもサポートをお願いしているところではございますが、最終的に費用の確保どの程度かかるのかということも含めて、その辺が最大のネックになるかなというふうには考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

もう少しきちっと今すぐの答えを持っていなかったとしても、今後検討いただきたいということで質問させていただいています。今の段階で一つ一つ全て答えられる状況にない、まだ検討はできていないということもあると思うんです。例えば燃料費の削減で一つの方向と

してバイオマス等そういうものの利用ができないかということで、今回も視察行かれて、そうすると当然バイオマスの流通経費とかコストですね、ランニングコストもそうですけれども、初期投資が幾らになるのか、それによって日常的な燃料費がどれぐらい削減されるのか、見合うのかとか、当然一個一個の検討課題というのがあると思うんです。大きく言われて当然どういふものか魅力あるのかというのももちろん大きな課題としては検討課題としてあると思いますけれども、そういう個別の細かい話も含めまして、きちっと資料としてまとめていただいて示していただきたいということなんです。たびたびいろいろな質問の中では、明確な形で答えがなかったりとかもたくさんありますので、そういう形ではっきりと分かる形で出していただきたいと、それについて答弁を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。細かい検討課題というのはたくさんあるかと思えます。例えば今バイオマスのお話が出ましたけれども、バイオマスの問題については、これは実際どうなるのかなというのもちょっと私もよう分からへんというところがございまして、これは先ほどのコンサルタントの予算の中でそういうことが検討していただいたらええのかなと、バイオマス発電やることについてのメリット、デメリットみたいなことについても、コンサルタントの中で提言していただけたらなというふうを考えております。

幾つかの課題についてもうちよつとということなんです、木津川のキャンプ場のお客さんの動線の確保等々の問題もございまして、その辺についてはまた別途協議をしなければいけないというふうに思っております。個々の細かい検討課題というのはまだいっぱい出てくるかと思えますが、今考えているのはそういう内容でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

今の段階で考えているものを聞いているのではなくて、今後そういう課題、検討課題をピックアップ、洗い出しをされてきちっと資料として示していただきたいと、今すぐはできないとしても、ある程度の段階では示していただきたいということなんです。それは当然やっていただくと思うんですが、そのあたりについてちょっと明確な形で答弁いただきたいと思えます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 大まかなタイムスケジュール、それからどのような課題があるかについ

では、特別委員会のほうできちんとした資料を提示しなければいけないというふうには考えています。その前に委員長とじっくりと御相談させていただいて、どういう流れで話を進めていくかということについては、協議していきたいなというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

ぜひよろしく願いいたします。

それともう一つなんですけれども、その再建案等々こういう議論をしていく中で、アドバイザーボードの活用あると思うんですけれども、住民の声といいますか、そのあたりを反映する仕組みとか、そのあたりについてはどのように考えておられるか答弁を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼をいたします。ただいま向出議員よりアドバイザーボード、笠置町版アドバイザーボード、縁想会のメンバーからの意見の反映について御質問をいただきました。

令和4年度におきまして縁想会のメンバーの方々はいこいの館の再建につきまして意見を伺ってまとめさせていただいたところでございます。そちらにつきまして意見を聴取する際には、全ていただいた意見を具現化するということではないことを前提に御意見を頂戴したものでございます。一旦まとめさせていただきました意見につきましては、いこいの館以外の部分もあったかとは思いますが、そちらのほうも議員の皆様へ配付もさせていただいておりますので、こちらもひとつ検討課題という形で参考にしていただけたらというふうに思いますし、我々もそういった意見を受けた中で、商工観光課所管課とともに考えて行けたらというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

アドバイザーボードの御意見もいいんですけれども、これに対して意見をお持ちの住民の方がどのようにこういう議論に加われるのか、意見を言えるのか、もちろん直接役場に問合せをするなり電話すればできる部分があるんですけれども、町のほうからも積極的に例えば住民説明会とか意見を聞き取る場をつくるとか、アンケート調査を行うとか、積極的に意見を出している方はそれにのって出されると思うんですけれども、そういう意見を反映して

いくような仕組みづくりというのは今のところ考えておられないのか、やはりそういうことも大事だという位置づけでやられていくのか、そのあたりをお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。住民の意見を反映する仕組みづくりについての御質問だと思いますが、何らかの形でいこいの館の再開については、ある程度のプランニングが定まった時点がよいのか、その前がよいのか、ちょっとまだ検討もできていないところですけども、何らかの形で住民の御意見を反映させるような形での再建案というものを考えていきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

そうしましたらいこいの館については、本日はこれでおしまいにしたいと思います。

続きまして、3つ目の放置竹林・樹木などの対応についてお尋ねをしたいと思います。

放置竹林や樹木の伐採について、危険な経験をされた方も家の裏側に急に樹木が落ちてきたという声もお聞きをしている中、こういう対応が要ると思うんですが、この撤去を進めていく具体的な今の取組状況とか、進捗状況をまずお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

放置竹林等の伐採についてでございますが、いろいろなケースがあろうかと思っております。お聞きするところによりますと、今回の御質問でございますが、大字笠置小字浜、芝崎の一部山の麓の地域についてと聞き及んでおります。当該箇所については、京都府さんの施設、落石防止柵がありますので、これまでですが、京都府管理施設に対する府民からの提案するという事業、府民協働型インフラ保全事業において、地元区さんから要望を上げていただいているかと思っております。その要望によって落石防止柵を越えての生い茂っている竹や雑木等について、強風等により倒木となって民家等への被害のおそれのあるものについては、御対応いただいた経過もございます。

京都府さんの予算の関係もあり、毎年継続実施していただけてはないかもしれませんが、当町からも京都府さんへ機会あるごとにお願いを続けていきますし、地元区さんからも継続して要望を上げていただけたらと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

こうした放置竹林とか樹木伐採の撤去を進めていく上での課題をお聞きをしたいんですが、特に京都府の管轄であれば当然府のほうでやっていくことになると思うんです。特に問題になるのが民有地の場合、原則は当然所有者の方が対応するという事なんですけれども、なかなか金銭的なことも含めて対応が難しい場合というのが起きてくるのではないかというふうに思っています。

それでさきの議会等でも森林環境、そういったお金でちょっと趣旨は違うところがあるんですけども、森林の育成等々含めて、林業ですね、林業のそういう管理も含めて対応する方向というのを少し言われてきたと思うんですけども、その所有者の方とかで集まってお話を聞いたりとかということもされているんですが、そういう仕組みづくりといいますか、そういう仕組みをつくる、基金をつかってそのお金で一定危険なところについては対応していくようなそういうような仕組みづくりというのは進められようとしているのか、そういうのはなかなかできていないのかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

放置竹林等の伐採、撤去を進めていく上での課題等についてでございます。本来は竹林所有者等によって解決されることかと思っておりますが、高齢化等による維持管理ができないなどケースは様々考えられると思っております。所有者が判明しておれば通知等により接触ができればいいのでございますが、所有者不明または山林等においては、境界不明確などなたが持ち主か分からないことが大きな課題であるのかと思っております。2023年4月に民法改正されておりますので、特に隣接する住宅からの竹林等については、基本切ることができますが、その費用については相手方に求めることとなります。ただその相手方がお支払いいただけないとか、所有者不明といった場合においては、なかなか難しい問題が発生するかなと思っております。

さきの森林環境譲与税につきましては、森林整備計画に載っていない危険性のある箇所について選定をいたしております。特にこの放置竹林等においては、なかなか向出議員おっしゃられるようなシステムづくりというのは現在検討できておりません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

京都府のほうでいった命と環境の森づくり事業とか、国のほうでもそういう森林関係のものの中には、危険な樹木の伐採も一応含まれている場合があったりするんですね。そういうものを活用してやはりなかなか進まないのは所有者と連絡つかない場合もあると思うんですが、金銭的な問題が大きいのではないかと、なので一定やはりそういう基金をつないで何か一定採択、その協議の場をつくって議論してここはやりましょうかと、今年度についてはこれだけ予算でという形でできる仕組みがないとなかなか進まないのではないかなと、なのでぜひそのあたりについては、今後そういう意識で進めていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃられるように、なかなかその費用面等で対応できない箇所というのはあるのかなと思っております。ちょっと一度町内でどのような事案があるのか、またどのような補助金等が活用できるのか等も含めまして、検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

そうしましたら4つ目の問題、空き家対策、危険家屋の撤去等についての質問に入らせていただきます。

表現上は特定空き家というような表現になってくると思うんですけれども、そういう空き家の中で特に倒壊のおそれのある緊急的に対応しなければいけないのではないかとといったような家屋の状況というのは、具体的に町としてつかまれておられるかどうかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問お答えさせていただきます。

町のほうで特定空き家、危険家屋の件数の把握は、現在できておりません。何を基準にと、見た目では危険家屋やというところはありませんけれども、件数としての把握しているわけではございません。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

その基準をどう設けるか等々あるんですけども、やはり一定把握をされた上でやっていかないと全然手がつけられないといえますか、対応できない状況になってくると思うんです。だからそのあたりをきちっと把握をいただきたいというふうに思っています。

その上でやはりこれは除去すべきだと判断があれば行政代執行という形で進められておられるところもありますので、そういう対応があるのではないかなというふうに思うんですが、まず行政代執行等も含めて、危険家屋に対してはやはり安全の確保の点からしっかり進めていくという考えはあるのか、今どういうふうに議論が進んでいるのかも含めてあればお答えをいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問ですけれども、空き家対策特別措置法というものが平成 27 年頃だったかとすみません、ちょっと曖昧で申し訳ないですけれども、制定されております。この令和 5 年 3 月にこの特別措置法の拡大される一部改正ができました。施行のほうの日付は施行はまだなんですけれども、令和 5 年度に施行されるものと思っておりますが、この最初の制定された特別措置法に関しまして、その当時まだ近隣等も事例もございませんでしたので、事例といえますか、制定されているところもございませんでしたので、町としてもまだ何も手つかずの状況でございました。

ただ、先ほど放置竹林等のお話にもありますように、こういう家屋につきましても所有者がもう対応できない、また財産放棄等されて特段管理していない管理不全というところが出てきておりますので、これの条例整備を行いましたら代執行であったりとか、立入りによる勧告であったりとか、調査ということも可能になってくるというふうなものとなっておりますので、これから整備が必要な条例ではないかというふうには考えております。ただ今の現時点ではまだそこまでの取組ができていないという状況でございます。

おっしゃいましたように、危険家屋について近隣の迷惑のかかる、近隣の方に危険が及ぶような状況となりましたら、現在でも対応、所有者が分かる範囲で管理不全の対応をしていただきたいという通知はさせていただいておりますので、そこを拡大した中で今後検討していく一つであると認識しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

先ほど明確な形では危険家屋の件数を把握できてないということなんですけれども、それ

を把握された上で、所有者の方とまずやはり話し合うといいますか、連絡をとるということが先なのかなというふうに思っています。経済的な面があるのであれば、それを値段とか対応できるような自治体として、例えばこれがいいのかどうかありますけれども、貸し出す形で費用を一時立て替えるとかそういうことも含めて何か対応できるようにしていかないとこれもなかなか進んでいかないのではないかなというふうに思っています。

今まで具体的に危険家屋と思われるようなところ、もしくはちょっと何度か対応いただきたいという声を受けて所有者の方とちゃんと話をして解決したという事例はあるのか、そういう対応というのは今までされてきているのか、そのあたりちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。近所の方から所有者が分からないというところでこういう家屋の連絡をとってほしいという申し出いただきましたので、その方については私当時税住民課に在籍しているときに1件対応したことがございます。最近町内のほうでも危険家屋ではないにしても、除去されているというところもございまして、対応した数といたしましては、1件記憶しているだけでございます。今後増えてくる可能性もありますし、除去されるまで所有者が分かる範囲であれば可能なんですけれども、そうでない場合は所有者のほう調べてというところもございまして、そちらはこういう条例を制定することによりまして、課題としているところがクリアできていくということもあるかなと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

最後になりますが、さっきの放置竹林等でも同じなんですけれども、こういう問題はなかなか進まない理由に経済的な理由もやはり出てきていると思うんですが、この経済的な問題に対しての対応というのがやはり何らかの形で何かの税金を活用できるのかとか、何か基金という形で何かできるものがないのがどうかも含めて検討していかないといけないのではないかなというふうに思うんですが、この経済的な負担の面について町としては今後取り組んでいく、どういうふうに取り組んでいくのか、そのあたりについてはお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の向出議員の御質問です。

この条例を制定することによりまして、行政代執行もできるというふうになっております。他の自治体の例を見ておりますと、代執行制度を導入されておられるところで撤去にかかる費用の補助の制度も導入されているところもございますので、条例化するに当たりましては、そこらも並行して検討したいというふうに考えます。以上です。

議長（西 昭夫君） これで、向出議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は3時5分からとします。

休 憩 午後2時50分

再 開 午後3時05分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

2番、松本俊清議員の発言を許します。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

一般質問の通告書により質問させていただきます。

質問事項については、町所有の建造物等に係る管理、運営対策についてお聞きしたい。

2番目には、安心安全の暮らしに関してどのような手段をとられるかということ、最後にはイベント事業についてお聞きします。

町所有の建造物に係る管理、運営対策について。

1つ、いこいの館について、これは各議員さんからいろいろ質問されました。しかし、これは私なりにお聞きします。

この質問に対しては3年間同じことを言うているんですね。全然進歩がない、そういう点から加味して質問に対して返答願いたい。

例えば裁判に関する事務処理について、一応終わったのか、終わってなければいつまでか。

再開に対して経営体制、休館に伴う設備の補修、新装置等の経費予算、資金調達策、営業のPR、開館目標月はどのようになっているかということもお聞きしたい。しかし、令和7年という返答されたと思うんですが、これ町長の任期が過ぎてからの話ですので、そういう点もう一度お願いしたいと思います。

それと、ほかの建物については、いろいろあるんですが、お試し住宅、そして譲与された民家、それといこいの館の横にあります駐車場に置いてあるバス車両、こういう点どのようにお考えなのか、一応お伺いしたいと思います。

最初いこいの館について重複するかもしれませんが、質問をさせていただきます。今の問いに対してお答えください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

まず裁判に関する事務処理についてという御質問でございますが、裁判の経緯で水道の滞納分も含めて放棄せざるを得なかったというわけでございますが、滞納分の会計上の処理ができないため、滞納分として水道会計の中で処理できずに残っております。これを整理していくため、他の私債権の処理を含めた条例等の整備が必要になると思います。なるべく早急に所要の条例整備を行いたいというふうに考えております。

それから、2点目のいこいの館についてですが、多くちょっと質問がございましたけれども、できるだけ早いこといこいの館の再建案をつくりまして、住民の皆さん、また議会の皆さんに御提示できるように事務処理を進めていきたいというふうに考えています。それぞれの費用どれぐらいかかるのかというのは、どうした設備に代えていくかということにかかってまいりますし、それ最終的に建築関係のコンサル等と入れて積算してもらう必要がございます。

補修経費につきましても、どういった内容の施設にするかによって変わってくる可能性がございますので、ある程度の見積りは可能かと思いますが、どうしたところどういうふうな形で直さんといかんのかということについての見積りの金額については、まだきっちり出ているわけではございません。できるだけ早いこと再開についての道筋をつけたいなというふうには思っております。任期が切れますよということなのですが、確かにそのとおりでございまして、少なくとも再開に向けた手続を粛々と進めていきたいと思っております。

それから、3点目の社協の事務所の件です。現在社協事務所いこいの館に入っておりますが、現状の形でまず支障はないかというふうに考えております。この理由に関しましては、社協さんとの協定の中で契約の中で行政上の必要がある場合は、また協議して出て行っただけ、移転していただくということが定められておりますので、何ら今のところ問題はないというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

町長の答弁、何を言われているか分かっているんですか。発言されているか。いこいの館については、昨年3月に6月に予算も出すというように明言されているんです。しかし、今になってもまだ出てこない、どうなんですか。本当に再開する気力があるんですか。もう私から言わずと町長の発言は信用できないと思うんです。その点どうですか、町長。今の発

言、昨年の3月に聞いているんです。一向に1年間何も進んでないではないですか。何がコンサルタントいろいろ言われます。よそに見学しに行った、行かれてどうだったんですか。12月に終わっているやつ、いこいの館の会議やられたのは2月28日です。そのぐらい時間かかるんですか。本当に町長、考えておられるんですか。あまりにも私から考えると口先だけの答弁では困ると思うんですが、その点どうですか。お答えください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。いこいの館の再開に関しましては、確かに昨年コンサル予算計上したいというふうに申ししておりましたけれども、その後どのような施設に変えていくのがいいのか、いろいろなところ視察して回ってきたほうがいいのではないかと御意見ございましたので、視察に行っていたいでその結果を報告させていただいたところでございます。12月に終わって2月末まで報告がなかったということでございます。報告が遅れまして大変申し訳なく思います。

きちんとやる気があるのかと、再開をする気あるのかということでございますが、再開に向けたいろいろなこと考えんといかんかったんで、なかなか具体的な話に進めなかったというのが確かに私にとってこれは怠慢やと言われてもある程度仕方がないのかなというふうに思っています。要するに問題は結局先ほどもちょっとほかの方の質問にもございましたけれども、どのような形で営業の再開をするのか、開館といいますか、営業再開したときにどのような施設やったら黒字化が目指せるのかというようなことも十分に考えた上での計画案というものを提示させていただきたいと思っておりますので、今後も引き続いて御協力をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いろいろ私質問したことを一応もう一度言います。経営体制はどういう方法でやられるのか、再開すると言われるんだから、休館に伴う各設備の補修金額どうやと、ほかの設備いろいろ見学しに行かれた、そのときの新しい設備の経費はどのぐらいかかるんやと、それとまたそれに対する資金調達する策はどうやと、営業PRはどのようにされているのか、最後の開館目標月は令和7年と発言されました。こういうことについて聞いているんです、私は。なぜ私の質問に対してよそのほうの回答されるのか、ちょっと分からないんですけれども、もう一度説明してください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問で一般質問の通告書に基づいた内容になっていなかったのを、改めて回答させていただきます。

経営体制というのは、今法律上指定管理にするか、直営にするかどちらかしかないという形になっているというふうに理解しております。指定管理にするにしても直営にするにしてもどういった形がいいのか、どうした事業者さんを選定していくのかという問題もございますが、経営体制というのはそんな形になります。

それから、設備の補修ですが、休館に伴う設備の補修ということになってきますと、必要最小限の設備の補修はしなければいけないというふうに考えています。例えば消防関係の設備でありますとか、そうしたところについてはきちんと補修をして、法律に違反しないようにきちんとした設備の補修はしていく予定でございます。

新装置の経費の予算ということですが、どのような装置を置いてどういうふうな形の運営をやるというのをまだ決まっていますので、それについては具体的な再建案を示させていただき中で、この程度の予算がかかりますという提案をさせていただかないかなというふうに思います。

それから、資金の調達ですけれども、これはなるべく持ち出しがないような形で考えていかんといかん問題です。就任以来ですが、いこいの館については再開したいということで、京都府さんのほうに補助金でありますとか、起債でありますとかそういうようなことを相談に上がりますということでお願いしている状態です。

営業のPRにつきまして、これは町独自でやれるPRというものもございしますが、できれば指定管理を入れるのであれば、そうした宣伝、PRについてノウハウがある、そういうところの事業者が選定できればというふうに考えております。

開館目標月は、先ほど申し上げました工事の期間もございしますし、設計の期間もございしますので、令和7年度に入ってしまうのではないかとというふうに考えています。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の返答では分からないんですね。私は何遍も言っている、経営体制はどうや、ただ方法は3つあるような話だけされて、こうしてやるというのはまだ決まってないんですか。

それと、設備の補修について、前回昨年では予算は出すと言われていたんです。そのときには金額が出ているはずなんです。その金額は幾らですか。なんか町長の発言はどうも信用

性がないんですね。今まで使用していた設備の補修、金額は何ぼになるんですか。昨年に金額は出ているはずですが。予算を出すと明言されているんですから。各議会やるごとに発言が変わってくるんですか。先延ばし主義ですか。その点どうです。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 2点の御質問ございました。まず経営体制でございます。法的には直営にするか指定管理にするかどちらかという形になります。指定管理受けていただける業者なおかつ適切な業者さんが応募されれば指定管理という形になるかと思えます。応募がなかったり指定管理の段階で十分でないというような判断をした場合は、直営になる可能性もございます。経営体制は基本的には指定管理で行いたいというふうには考えております。

それから、休館に伴う設備補修ということで、今休館中の間にどうした設備をとりあえず直さないかのかということについては、ある程度補修箇所、先ほども申しあげましたように消防関係の設備でありますとかというのは、具体的にどういうふうな形で修繕せなあかんのかというのが分かっておりますけれども、見積りがまだ私の下に届いていないので、具体的に幾らかかるのかということについては、まだお示しできません。

先ほど申しあげました新装備等についても、これは営業の形態によって再開の形態によって経費の予算というのは変わってくるかと思えます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

そんなの言うても町長、全然補修箇所が昨年ではもう分かっているんでしょう。だから予算を出すと発言されたん違うんですか、議会で。その資料があるはずですが。そのために一般質問の通告書出しているんです。どうなんです。それをはっきり言うてください。経営方針、町にするか、指定管理者にするか、だからそれはどうするんやと、このいこいの館の責任者としてどうするんやと私聞いているんです、町長に。町長の返答なんかやったら担当の課長に聞きます。どうですか。

そして、社協に私はこれ言うてなかったです。そやけど町長は返事されている、何で10年間も契約されたんですか。再開するに当たってこの契約いろいろ支障がないのか、どうなんです。これは保健所管轄です、2階やると、食堂ですから。そういう方面では10年契約、社協にとってはこれは仮事務所ではないんです、10年。その意図に対しては先ほども言われました。いこいの館対策委員会に相談されたんですか。何かなければ委員会委員会と言われますけれども、一つのこれは逃げ口実だと思うんです。その点どうです。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。経営体制につきましては、先ほども申し上げておりますように指定管理を目指していきたいというふうに思いますが、適切な事業者がおらなかった場合は、最終的には直営という形にならざるを得ないのかなというふうに思っています。あくまでも指定管理者募集してお任せしたいというふうには思っています。

それから、設備方針についてでございますが、これは休館中に少なくともきちんとしておかなあかん設備というのが出てくるわけですが、今ちょっと手元にどんな設備が幾らかかるのかというのがまだ十分整っていない状態でございます。ある程度補修しなければいけないような場所は出てきますけれども、それについてもどういった形で再開するかによって補修箇所というのはまた変わってくるわけでございますので、ここを直したら幾らというのはある程度出ているかと思うんですけれども、その全部について必要かどうかまだ分からない状態なので、設備補修についての予算というのはまだお示しできない状態でございます。

それから、社協さんの問題でございます。一応10年間の貸借契約になっておりますが、今のところあそこは事務所でございますので、あそこに社協の事務所があるということについて直接的な支障はございません。食堂部分でもないですから何ら問題ないと思います。

ただ、将来的にいこいの館再開をするというようなこと、またほかの事情があるということであるならば、契約を解除してまた移転していただくということも可能でございますので、今のところ支障ございませんということで、答弁させていただきたいと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今町長の発言間違いないですか。結構です。

そしたら、町長がいこいの館再開再開と言うように発言されて、いろいろ就任されてから言われていますが、その中で一つお聞きしたい。本当にやる気があるのか、どこまで気を配ってやっておられるか、例えば京22の3の2262という自動車ありますね。御存じですか。バスです。いこいの館のバスなんです。御存じですか。それにこういうのが貼ってあるんです。御存じですか。「車買取りいたします」3年もたって車ほうっておいてそういう本当にいこいを再開するんだったらバス、車の車庫になぜ入れられなかったのか、なぜ漠然とあの駐車場にほうってあったのか、そういう点町長どうなんですか。本当にやる気があるんですか、ないんですか。古くなれば値打ちが出るというような品物と違います、車は。3年

間ほったらかしです。どうです。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問でございます。

いこいの館休館した当時の車かと思えます。そのときに処分するなり移動するなりしておけばよかったのかなと思っております。早い段階で処分なり移動なりしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。商工観光課長大西課長のほうから答弁いたしました。少し補足だけさせていただきます。

このバスといこいの館所有のバスとそれからもう一つ町の所有のバスが置いております。こちらにつきましては、一つ町のバスにつきましては、買替えのときに処分させていただく予定やったんですけれども、全く動かなくなっていたというところで経費がかかったため、少し置いていたというところがございます。商工観光課担当者のほうにはお話を一度させてもらっているんですけれども、経費のかからない形で何か引き取っていただくものができるのかとかそういうところを検討していただいてまして、今あの状態で置いております。

松本議員おっしゃいました町の車庫のほうに移動というところも町のもう一つの公用車のほうについては、考えたところではございますが、それをするにもレッカーが必要な状況となっておりますので、仕方なくあのような状況となっております。

今後につきましては、担当のほう処分といいますか、対応については検討進めてもらっているというふうに認識しておりますので、もうしばらくお待ちいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

車については、できるだけ早く対処してもらいたい、しかし言うていることとやっていることが全然違うように思うんです。今ちょっと経費の話出たんですけども、いこいの館の経費年間1,500万かかるんです。町長就任されて3年、今度もうあと1年しかないんです。6,000万円という金が管理費として出ていくんです。そういう点そういう私の質問に対して1年以上かかるような答弁されていますけれども、7年になったらそれまでとまるんです。その金額は相当なものになるんです。どうですか。もっと再開するんだったらもっと早く事を進めてもらいたい、それだけ要望します。

それとあとサテライトオフィス、お試し住宅、公民館、譲与された民家、これ例えば譲与された民家なんですけれども、植村邸の建物があります。あれは町長が就任されてからずっとあるんです。屋根は落ちっぱなしです。そこで、山村留学と銘打ってPRされて出たんです。なぜ今まだ屋根落ちたのを置いてあるんですか。利用方法はどうなんです。

それとサテライトいろいろ実績を聞きましたけれども、これだけの金額でいいんですか。もっとPRに何か策はないのか、その点どうですか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問でございます。

譲渡いただきました民家につきましては、当初山村留学という形で考えておったようなんですけれども、活用できないまま現在に至っておるところでございます。

また、サテライトオフィス等につきましては、午前中午後からもたくさんの議員さんからもっと活用をというお話をいただいております。現状ではサテライトオフィスの分だけがホームページでPRしているのみという形になっております。

今後なんですけれども、サテライトオフィスとお試し住宅を組み合わせたモデルプランをつくってみたりとか、そういった形でそれぞれ連携させたり、また町全体の施策を連携させたり、移住定住施策も含めて全体的に連携させていけるようなことも検討しながらPRできたらと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

いろいろ活用実績いろいろ聞いているんですけども、PR策についても、しかし今の結果としてどのように評価されているのか、結果です。それに対してどのような対策をとられているのか、PRしている、いろいろやられているのは分かっています。しかしそれでも利用がないんでしょう。だからどうするんやということです。

先ほど言いました屋根が落ちている、山村留学はもうなしですか、話は。なぜあの屋根を直そうとしないんですか。町長就任されてからずっと落ちています。多分御存じだと思うんです、町長も。しかし、予算にも出てきてないですか。その点どうなんです。譲与してもらった人に失礼ではないですか。自分の建物一つ管理できないようでどうなんです。その点町長にお聞きしたいです。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問の中で譲渡された民家の話のお話しだと思

うんですが、裏が急傾斜地になっておりますので、ここの活用については困難だと、人が入っても何かあった場合、問題になりますので、急傾斜地の建物、しかも屋根がもう既に私見に行ったときに落ちていましたので、ここの建物については撤去するしかないということで、昨年度予算措置させていただきました。撤去の予算を策定したんですが、すぐに壊してしまうのではなくて、何らかの形で譲渡すると、再譲渡するというようなこともできるのではないかというお話もございましたので、まだ撤去には至っておりません。ただあそこの建物を修理して誰か住まはるようなことができないと思いますので、処分については基本的には撤去という形での最終的な処理というのを考えております。そういうことでよろしく願いいたします。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。町長の今答弁ございましたが、若干補足させていただきます。

植村邸につきましては、なるべく公費をかけずにということで、いろいろ御意見いただいた中で、急傾斜地につきましても今現在の家屋を利用した中で住んでいくことは可能かなということ考えております。そういったことも含めた中で植村邸の今後の在り方というものを検討していきたいと、繰り越させていただいている中で検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の町長の答弁であの建物の近くは急傾斜、言われましたね。あそこには町の住宅があるんです。その点どうなんですか。非常にそのことはあそこに住んでおられる住宅の人にもものすごく不信感を与えているんです。どうです。町長の発言でそう言われましたね、急傾斜。今まで山村留学、泊まりでいろいろ言われています。今も安いです。そういうPRも行き届いて宿泊はできないというような形になって急傾斜という言葉が出てきたとしたら、あそこの住宅の人たちはどうするんですか。物すごく不信感を与えるんです。町としてあの建物をどういうようにしようと思っているのか。話はそれますが、そういう点町長どうですか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。町内あちこち急傾斜地、危険な場所がたくさんございます。譲渡された植村邸につきましては、私も何度も見に行っておりますが、私が就任した時点でもう天井落ちていたと、根太も多分恐らく腐っていたと思

います。樋も飛んでおった、それは何とか形だけは直していただいたんですが、具体的にどういった形で利用できるのかとなりますと、なかなか難しいなということで、基本撤去という形での予算措置を昨年度させていただいたというところでございます。

実際、撤去費用がもったいないので、誰か有効に使ってくれはる方があるならというような議論もあったことは承知しておりますが、どうした形で再活用するのかということまではまだ議論進んでいない状態でございます。

どう考えておられるかということですが、ほかにさきの質問の中でサテライトオフィスとか、お試し住宅のことについて私答弁するの失念しておりました。他の議員さんの質問の中でも答弁させていただいたわけですが、サテライトオフィス、お試し住宅等に関しましては、できれば本年度笠置町に実際に来ていただいてこういった施設がございませうということとそれから笠置町の魅力等々についての御説明をしていただいて、移住定住に結びつける、また施設の利用に結びつけるというようなことを考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

これもらったやつ、譲与されたやつ、また町が持っているものについてはもっと前向きに利用されるようPR等をして進めてもらいたいと思います。

次の安心安全の暮らしに関してひとつお聞きしたいんです。

高齢化、家族構成の変化に対して、一人暮らしの緊急対応手段、孤独死というのも発生していますし、そういう点緊急の場合、どのような処置をとられるのか、町としてどうか。

それと徘徊者、防犯対策として各区に防犯カメラが必要と考えます。以前質問したとき、予算がついてないからという話で延びていますが、これはどうしても163の出口等に防犯カメラの設置をしてもらいたい、町としてはそのことに対してどのように考えておられるのか。

それと同時に、ハザードマップ配布され、その活用について訓練計画予定されているんですが、まだやられておられないと思います。その点どうか、時間がかかるかもしれませんが、毎年毎年人の年齢は上がってくるんですから、そういう点町として十二分に検討してもらいたい。

また、こういう安全面からすると笠置大橋の歩道橋なんですけれども、あそこ毎日誰か通っていると思うんですが、あそこのタイルがいつでもはがれています。あれは町の設備と違ってあそこには京都府のあれが立っています。町長いつもあそこ通勤されてどう思われている

るんですか。あのタイル取れているの。自転車乗ったら非常に危ないです。そういう点どうですか。やはり町民の安心安全のために町長自体が通っておられるあの歩道橋、あのタイル割れ、どのようなふうに対応しようとしてされているのか。再三再四割れているのは、その点どうですか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼します。松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず私のほうからは1つ目の御質問にお答えさせていただきます。

一人暮らしの緊急対応手段ということでございます。何かあった場合については必要に応じて消防署のほうに出動要請のほうしていただいたらとは思いますが、町としては笠置町の在宅老人緊急通報システムという事業を実施しております。これについては、令和3年10月から民間会社のほうに委託をしているわけなんですけれども、町内に在住する住所を有する65歳以上の方で一人暮らしの者かまた老人世帯で他の同居の方も虚弱な者のいずれかに該当し、かつ身体上疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方で、その居宅に電話が設置されている方を対象にしているんですけれども、この方に対して申請していただいたらそうした緊急通報の装置をつけさせていただいて、何かあった場合にボタンを推していただくとその民間会社の安心センター等につながってサービスをつなげていただけるというような形を実施しているところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。私のほうからは、防犯カメラ、それから避難訓練等の件についてお答えさせていただきます。

松本議員からは、以前にも防犯カメラの設置について御質問いただきました。検討しますというところでお答えさせていただいておりまして、費用負担のない事業が一つ社団法人でされているところがありまして検討したところではございますが、ちょっと今設置が難しい状況となってきております。ほかの自治体でも取り組まれているところもありまして、それこそ徘徊もそうですし、防犯上のことでも必要なものかと思われまので、検討を進めていきたいと思っております。

それから、ハザードマップを活用した訓練ですけれども、予算化でどうのということではないんですけれども、令和3年度にも各地域でタイムラインの作成のほうで完了していただきました。こういうものを活用した中で、タイムラインやハザードマップも活用したような訓練計画をつくる必要があると、していく必要があると考えておりますので、令和5年度に

つきましては、どこかの時期でできるように進めていきたいと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。ただいまの松本議員の笠置橋の側道橋のタイルの件でお答えさせていただきます。

側道橋のタイルのはがれについてでございますが、北部区さんからの府民協働型インフラ保全事業による提案により幾度か部分的修繕を実施いただいておりますが、修復後も同じ事象、タイルの浮き上がりが出ており、歩行に支障が出ております。

松本議員よりもご指摘いただいております、再度側道橋管理の山城南土木事務所さんに確認させていただきました。事象については側道橋全体を調査していただき、広範囲にわたっていることを確認されておられます。根本的な見直しも含め検討いただいております、大がかりな工事となることから、現在予算確保並びに実施時期を見極めた中で工事を実施していただけるというお答えをいただいております。町としましても、歩行者の安全確保のため、引き続き早期修繕に努めていただけるよう継続し、お願いをさせていただきますので、御理解いただけたら幸いです。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） いろいろ返答願ったんですが、前向きに返答よろしくお願ひしたいと思います。

それで、最後になるんですけども、イベント事業なんですけれども、各種イベント事業計画されていますが、本当の目的、またそれに対する各イベントの説明をお願いしたいと思います。

簡単に言いますと、今さくら祭り、4月1日からいつまでやられるのか、花火大会、和束もやっている、木津川もやっている、笠置はいつの日を目的にやられているのか、それともみじ祭り、ごちそうフェスタ、なぜ今までの鍋フェスタがなぜごちそうになったのか、長らく続いた鍋がなぜ今になって名前が変わったのか、その理由は何か、説得できるような返答を願ひたい。なぜ鍋がごちそうになったのか、鍋とごちそうの内容はどう違うのか、その点説明をお願いします。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。さくら祭りは4月1日1日間でございます。花火大会については、予算が通りませんでしたので、日程を含めてどのようにしていくか今後の検討になるかと思ひます。同様にもみじのイベントもごちそうフェス

タという名前で仮称で予算つけさせていただきましたが、これについても日程等内容等々をまた改めて検討する必要があるかというふうに思っています。

なぜごちそうフェスタと名前を変えたのかということですが、あくまでもごちそうフェスタというのは仮称でございます。従来の鍋ー1だけでなしにジビエの活用というものを考えているということで、新たなコンテンツとしてのジビエを加えたいと、これは鹿でありますとかイノシシ等々の有害鳥獣を獲っていただいてそれを食べていただく、それで町内にお金を落としていただくというような仕組みづくりをしたいということで、ジビエの活用を考えて、食のイベントをちょっと名前を変えようかなと、ただ鍋フェスタそのものをしないというわけではございませんで、鍋は鍋でまたやっていったらいいですよという話はしております。

詳細につきましては、予算が否決されておりますので、今すぐ具体的にどのような中身ということとは言えないわけでございます。それぞれまた実行委員会をつくった上で詳細について詰めていただくという形になりますが、どういった予算措置をするか、予算の計上の仕方も含めてまた再検討させていただきたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

これはジビエ、鹿、そのために名前が変わるんですか。どうなんです。今の鍋の名前だけでもやれるのではないですか。鍋と言いながらも焼きそばやっている、まんじゅうは売っているいろいろやっているんでしょう。なぜ変える必要があるのか、全然理解できないですけども、その点どうです。鹿のためにするんですか。その点ちょっとお聞きしたいと。

それといろいろ実行委員、四季彩祭メンバーは令和5年はどうなんです。メンバーはどのようになっているんですか。ましてもう4月1日、桜はやっているんです、もうぼつぼつ。そういうメンバーについてどのような選出をされて四季彩祭実行委員、メンバーはどのようになっているのか。桜については何回委員会をされたのか。花火大会については昨年は実行されなかった、なぜか。駅が危なかった、ホームでいっぱいになって危なかった、駅前の露天商の場で殺到して混雑した。163がものすごく渋滞したという形で中止されました。その中で発言されているのが木津川市、和東町、やっているのではないですか。その中で非常に警備の金が非常にかかったと。幾らかかったんですか。そういう細かい指示はされているんですか。改善されて四季彩祭にバトンタッチされたのか、実行委員にバトンタッチされたの

か、その点どうなんです。町長にお聞きしたい。今までの問題点に対してどう改善されてやろうとしているのか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 議会での御報告がきちんとできておりませんが、四季彩祭実行委員会は、さくら祭りが終了後、さくら祭りの反省会といたしますか、報告会といたしますか、それをもって四季彩祭実行委員会は解散、私も会長とか委員から下りますという形での御提案をさせていただいております。次回のさくら祭り終了後の実行委員会でその話をまた再度させていただくことになるかなと思います。

残りの花火、もみじ、それから食事の食のイベントに関しましては、それぞれのイベントごとに実行委員会を立ち上げるという形になります。それぞれの実行委員会のメンバーは、一応公募及び今までの実行委員会のメンバーの中で手挙げていただける方等々の内容でそれぞれの実行委員会を立ち上げて組織するという形に変更させていただくということになっております。

私が会長下りるとするのは、補助金出す側と受け取る側が同じというのは具合が悪いということで、同様の理由で委員からも下ろさせていただくという形になります。ただ、事務局として商工観光課が補佐していくという体制は変わりません。

花火大会を何で今年したのかということですが、木津川市は何ぼかかったやということですけれども、市長さんから聞いていますのは、花火の経費が200万、それに対して警備の金が700万かかったということでございます。和東町さんについてはちょっと直接お話し伺っておりませんでした。群衆事故、ソウルでございました。あのようなことが生じるといけないので、その場合大変事故が起きた場合の後の問題、大きな問題になりますので、警備会社とも十分お話をした上で、花火大会の警備を万全にするというような内容で花火大会を実施してくださいという話をしております。今のところ予算が承認されておりませんが、ちょっとそれ以上のことは申し上げられないわけですが、例えば花火大会、木津川市どれだけかかったんやという御質問でしたので、お答えさせていただきました。

できるだけ早い時期に実行委員会といたしますか、それぞれの実行委員会立ち上げないとそれぞれのイベントができなくなってしまうというおそれは私も十分感じております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

町長の答弁はそういうことであれば結構ですけれども、このイベントについて前の730万という当初予算計上されているんですが、笠置町にとって以前もお聞きしたと思うんです。経済効果はどのようになっているのか、もくろんでおられるのか、その点をお答え願います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） イベントの経済効果と申し上げますか、観光入込客数の一人当たりの消費額等々から、これは京都府の統計でございます。一人当たり4,741円という数字が上がっております。例えばさくら祭りで800人をメインになると、さくら祭りの経済効果、財政効果ということになりますと、379万2,800円と、1,000人参加されると4,741円の1,000人分ということで、474万1,000円になる計算でございます。その他3つの事業については、一応目標の参加人数というのはございますが、まだ予算措置もできておりませんので、ちょっと回答を控えさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今報告されたように経済効果が達成できるように、PR並びに体制はとってもらいたいと思っております。

いろいろ質問したんですが、イベント等は大変ですが、四季彩祭また実行委員の協力で何とか成功するようにお願いしたいと思います。

これをもって質問を終わります。

議長（西 昭夫君） これで松本俊清議員の一般質問終わります。

4時15分まで休憩します。

休 憩 午後4時00分

再 開 午後4時15分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

3番、大倉博議員の発言を許します。

3番（大倉 博君） 質問通告に基づき、まず関西本線の維持についてと、それにはやはり国とか京都府の存続要望等、それと関西本線の利用促進について。

そして、もう一つは、スポーツ観光聖地づくり。これも3年、4年前ぐらいからされている笠置山におけるボルダリングを中心に質問したいと思います。席から。

議長（西 昭夫君） 大倉議員、1つ目はここでいいですか。このまま続けていいですか。

3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） まず、JR関西本線の維持についてですが、私はまず、五、六年前に三江線、三次から江津まで、いわゆる瀬戸内海から日本海に抜ける道が106キロの線が廃線になったんです。そのときに私も、いずれ関西線が問題に上がるんじゃないかと危惧をしておりましたら、昨年4月にJR西日本が利用者の少ない路線の収支を公表した。対象とした1日の平均乗客数2,000人未満の路線、関西本線加茂―亀山は61キロなんですけれども、14億円の赤字と報道されていた。1日当たりの乗客数は、2019年度が1,090人、2020年度には722人となっております。

政府は、これをもって本年2月10日、地域公共交通の再編に向け、自治体と事業者らの連携を促すことを国の努力義務として位置づけた関連法案を閣議決定した。当事者から要請を受けて国が協議会を設置する、対象は複数の都道府県にまたがる路線で、1キロ当たり1日平均乗客数が1,000人未満が目安とされています。つまり先ほど言ったように関西本線は今のところ1,000人未満、そこで最近初めて国との協議というのが新聞報道されましたけれども、自治体と協議されるのが千葉県房総半島にある短い区間の路線ですけれども、これがバス転換に検討するという事で自治体といよいよ協議が始まります。やはりJRも儲けるとというのが基本ですから、ただ今は、コロナの関係で減っているというのが確かに実状じゃないかと思うんですけれども、そういった意味で今から質問させていただきます。

まず、首長として国とか京都府等への存続の要望についてどのようなところにされたか、質問します。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの大倉議員の御質問でございます。

JR関西本線の存続について、どのようなところにどういった形での要望をしてきたかという御質問だというふうに思います。

まず、最初、国に対してですが、令和4年11月に土木事業系の要望行動がございまして、笠置町からは国土交通省に対してJR関西本線の現状運行の維持を要望しております。また、全国町村会を通じまして、重点要望として地域公共交通の維持と確保並びに国の主体的な関与とともに、鉄道事業者と自治体との協議に基づく対応支援について財政支援を要望したところでございます。

次に、京都府に対してですが、京都府町村会、相楽東部広域連合、また相楽郡広域事務組合などを通じまして、ＪＲ関西本線の利便性の向上や電化の促進、運行本数の維持やバリアフリー化などの要望を行っております。

最後に、ＪＲ西日本に対する要望活動としては、笠置町が加盟しております関西本線整備・利用促進連盟、関西本線木津亀山駅間活性化同盟を通じまして、ＪＲ西日本阪奈支社長との意見の交換会、また、京都府や奈良県、三重県からも御参加いただいた上で、ＪＲ西日本代表取締役社長に対しての要望活動を行ってまいりました。

要望の主な内容は、運行本数の維持、それから電化の促進、区間内の駅のバリアフリー化、沿線自治体とＪＲの連携による利用者確保でございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ３番、大倉議員。

３番（大倉 博君） ３番、大倉です。

私もできる限りのところは行かさせていただきました。京都府の知事、鈴木副知事とか、それから京都府選出の国会議員、それに奈良県の県会議長、たまたま会ったときに、なぜかかといいますと、やはり狭川、須川とか、あそこからも乗ってこられるんです。今でも関西線、電車は奈良ナンバーをよく見るんです。右に曲がられる方、真っすぐ行かれて柳生へ行かれる方の迎えに来られるという、そんな方も見られます。県会議長をたまたま知っていましたんで、そういったこともちらっと立ち話でさせてもらいました。

そういったところで私もやってきたところなんですけれども、そういう要望とかは確かにいいんですけれども、それは当然やらなければ、ただ、いざ実際に笠置町がどうするかということ、具体的なこと、今おっしゃった関西本線自治体会議とか、中身なんかもどうなんですか。どういうことで利用促進連盟とか、言いましたけれども、どういったことで具体的にこうこうあるとか、しようという話はないんですか。

議長（西 昭夫君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。

ただいま大倉議員より、どういった内容の活動をしているかというような話だったと認識しております。

関西本線整備・利用促進連盟といたしましては、要望書の内容にはなりますけれども、先ほどありましたけれども、ＪＲ西日本に要望いたしましたのは、現行運行本数の維持に加えまして、沿線自治体等が実施する啓発活動や利用促進の取組への協力や提案をしております。

また、乗り継ぎ時間の短縮や駅舎のバリアフリーの取組、ＩＣカードの利用環境の整備や

J R東海との連携した取組、列車運休や遅延におけるバス代行などについて要望させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そういった利用促進で会議とかに行かれるのには、当然に関西線とかを利用して行きはるのでしょうね。といいますのは、特に国鉄のOBの方はよく言われるんですけども、そういう会議のときに限って車で行って、この前も新聞に、これはJ R九州の社長、今相談役なんですけれども、鉄道がなくなると不安だと、ローカル線廃止の反対や云々あって、そうした陳情に来られる方も高速道路で博多においでになると。私も昨年6月に、三重県が伊賀市で、伊賀の上野の近くで会議をやるというのがありました。無理に冒頭だけ参画してもらって、来られる方は車かなと思ったら、津のほうから来られた方は大概電車で来られていました。駅前ですから当たり前というか、近くで。知事とかはどうか知りませんが、できたらこういうときには、当たりの話なんですけれども、要望の際にはそういうことのないようにこれからお願いしたいと思います。

さて、いよいよ具体的に、それじゃ、こういう要望はいいんですけども、具体的にどうするかと、先日私、質問させてもらった予算のところが高齢者鉄道助成金の交付事業がありますね。その関係をちょっと言いましたけれども、もう一度どうされるか、この前お聞きしましたけれども、もう一度お願いできますか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼します。ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町の高齢者鉄道運賃助成金交付事業についてでございます。

この事業につきましては、平成5年1月1日より、一定基準により鉄道の運賃助成金を交付して、高齢者の負担軽減及び鉄道の利用促進を図ってきております。しかしながら、対象年齢については平成23年4月1日より、当初の60歳以上から70歳以上に、また年間利用回数についても、平成26年4月1日より、当初の12回から6回の利用に事業見直しを行ってきております。

当該事業の見直しについては、他の議員からもお話があったところでございますが、福祉的な要素の高齢者の負担軽減だけではなく、またJ R関西本線の利用促進にも関わってきますので、関西本線利用促進等事業の所管課とも連携した中で、こういった方法がいいのか検

討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 課長、去年の4月にこういう問題が出て、そういう危機管理がなければ駄目ですよ。さっき言ったように三江線が廃線になったときに、危機管理を持ってこれを利用してもらうことをやっぱり常に考えなあかんのですよ。私は必ずそう考えております。だから、この前言いましたように6月補正がいけるか、9月補正がいけるか、そういう点ではどうなんですか。そういうことを私は念頭にこの前も質問したと思います。それを期待しているんですよ。それが一人一人関西線の利用を笠置町として何ができるかというのを、先ほど平成5年11月と言われたけれども、これは恐らく関西線の連盟の協議会の中で笠置はこういうことやということが決まったんじゃないかとは思っています。だから、具体的にどんどん進めてほしいと思います。どうですか、6月とか9月、12月をめどに補正とか、確かに今の笠置町の予算の中でやりくりするのは大変だと思います。どうですか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申させていただきましたように、高齢者の鉄道運賃助成ということで保健福祉課が所管しているわけなんですけれども、そういったことだけではなくて関西本線の利用促進という側面からも考えますと、所管課、関西本線の利用促進事業を所管する課とも連携しながらやっていくのが得策なのかなというふうに考えておりますので、そういったところも踏まえていただきながら、町としてもどういった方法がいいのかということを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

次に、笠置町が主体となった東海自然歩道とか笠置山、柳生方面を経由する沿線ウォーキング、これはなぜ今と、私も何年前、コロナ前に島ヶ原がそういうことをやられたんです。島ヶ原の駅の方は国鉄のOBの方が多いんです。だから、あそこの観光協会の方がものすごく熱心なんです。私もその方と知り合いになっていろいろ講演とかをさせてもらったことがあるんですけども、そこの方もウォーキングに来てもらおうと思って、関西本線を利用して島ヶ原の駅からやぶっちゃんを通過してウォーキングに参加したことがあります。それは奈良の人を私が連れてきて、そんなこともしたことがあります。

だから、町として、何もあまりお金がかからないと思うんですけども、そういったウォ

ーキングをできたら柳生とタイアップするとか、例えば今東海自然歩道を言いましたけれども、今、大河原から笠置まで歩く方がものすごく多いんですよ。私、ここをよく歩きますからいろんな人と話しします。村と共同でそういったこともやる一つの方法だと思います。

昨日もたまたま桜が咲いていたんで、カメラを持ってうろうろしたら、六、七人の女の子の人が50代後半ぐらいかな、60ぐらいか、その方たちが、どこから来たかと聞いたから枚方、片町線を通って関西線でありがたいけれども、乗ってきはったんです。目的というのは、今ちょうど河原のトイレに、何という花か私も知りませんが、その方はよく知ってはってそれを中心に見に来たんやおっしゃって、それから発電所まで歩いていろいろ話をして、写真を撮りながら帰ってきたんですけども、そういった方もおられるんです。中には健脚な人は、月ヶ瀬口から高山ダムを通って南大河原の川の左岸なんか、それを通して南側、そこも歩かれる方もたまにありました。

だから、笠置だけじゃなしに村とかとタイアップして、あまりこういうことはお金がかからないと思うんです。何かええ方法で関西本線に乗ってもらおう。今の花も言いましたけれども、わざわざ桜じゃなしに花を見に来たとおっしゃるんです。私もびっくりしたんですけども、そういったこともあります。ぜひともそういうことも考えていただきたいと思うんですが、どうですか。

議長（西 昭夫君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼をいたします。ウオーキングイベントの提案をいただきました。

関西本線木津亀山間活性化同盟会におきまして、毎年度輪番制でウオーキングイベントを実施しております。令和5年度は笠置町が担当の自治体となりますので、商工観光課と相談しながらこうしたウオーキングイベントを開催できたらと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

次に、私も電車に乗るのが好きなんで、京都駅に行ったら必ず観光協会のところに寄るんです。奈良でもそうなんですけれども、奈良駅には関西線の笠置駅からずっと月ヶ瀬を通して、それから亀山まで、関宿まで、イベントがあるときにそういうことを、笠置の奈良の駅構内には当時、去年は、何というの、紅葉のライトアップのポスターが張ってありました。今は今日で終わりなんですけれども、月ヶ瀬が梅まつりでありました。関やったら関宿で、

またいろんなパンフレットとかを置いております。そういったことを積極的にやっぴりやる
ことが必要じゃないかと思うんですけれども、別にそんなにお金もかからない。

それと、京都駅の観光協会の中、物すごい人なんですけれども、伊勢丹の横なんですけれども、必ず寄るんですけれども、これは加茂の当尾のパンフレットです。茶源郷和束のパン
フレット、この前持って帰ってきたんですけれども、京田辺では伊賀越えスタンプラリーと
かといってこういうようなことも。笠置はというと笠置町フォトコンテスト、これが置いて
ありました。

だから、こういったことは本当に置くだけです。置いてもらうだけです。いろんな人が
抜いて、見ていたら持っていきはります。これは近辺だけを取りましたけれども、北のほう
からのものはものすごくありますよ、当然に、京都府全体の。笠置は、観光観光と言いながら、
何でここのうのがないのかなという、私はそういう疑問は持つ。積極的に関西線を利用
してもらうためには、いろんな手、あの手、この手を使うというか、関西線がなくなれば
笠置は終わりですよ、本当に。私はそう思います。ただ関西本線ですだからなかなかなくなり
はしないとは思いますが、ただ昭和61年のような災害があったら、起こったらそれ
で、もう復旧できへんの違うかなという気はするんですけれども、そういう区間も全国であ
ります。そういった意味で、できるだけ乗ってもらうようなことをいろんなことを、このほ
かにもいろいろあるかもわかりませんが、考えていただきたい。どうですか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御意見でございますが、パンフレットにつきましては、議員もおっ
しゃっていただきました奈良駅、京都駅、また関西国際空港のほうには配架させていただ
いております。奈良駅につきましては、JRさんの御好意でペーパークラフトの模型といいま
すか、PRもしていただいております。今後も、おっしゃっていただきましたようにパンフ
レットを置くということは費用もかかりませんので、そういうことにつきましては行って
いきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

次に、これはなかなか難しいかもわかりませんが、ある人に聞いたらこれはかなか
難しい。駅構内のバリアフリー化、さっきちょっとバリアフリーの話も出ていましたけれ
ども、改札口を通ったところにホームはできないか、あるいは踏切をできないか。

見ていましたら、踏切はある駅はたくさんあちこちで見ます。できれば踏切が一番手っ取り早いのではないかと思うんですけれども、ホームを造るとなれば、JRの方に聞いたらちょっという話も、何というの、いろんな絡んだ線があるしとかという話も聞いたことがあるんですけれども、JR奈良線が今度複線化になって、当時からそうなんですけれども、バリアフリーにするというよりも、例えば上狛の駅、あそこは陸橋を渡らんと改札口のあるほうだけ上下通っております。あそこは必ず私も上下、帰りとか行きしなも通っておりますけれども、上狛の駅、あと向こうのほうもそういう駅があるんじゃないかと思うんですけれども、そういったことで。例えば奈良駅でもそうなんですけれども、大和路線で行く場合に向かい側に桜井線があるんです。だから、一旦降りんでもそのままで行くようなことも、JRがバリアフリー的なことを考えてやっております。そういったことでもっとほかにもあるかもわかりませんが、私の知っている限りではそういうことをやっております。できればホームに入ったときに改札口ができるか、以前エレベーター、エスカレーターの話がありましたけれども、それはやはりなかなか難しいのではないかと思ったんですけれども、できればそういうところに要望というか、JRに言っていただきたい。どういう形になるか分かりませんが、行かな、話しせな何もならん。そういうことです。

そして、この件、町職員は通勤とか出張とか、公共交通を利用してほしいと。私も残念なんですけれども、以前は笠置の中学校の生徒なんかでもよく帰りなんか、奈良とか大阪へ出るときに電車で中学生がちょこちょこ降りてこられたんですけれども、今はもうバスで行っておられるというのなかなかさみしいなと思うんですけれども、そういうことをあまり言いませんけれども、一人でもやっぱり関西線を愛するというか乗ってもら。そういう意味で私はこういう質問をさせていただきました。本当に町職員の方も、私、ある人にはよく言うんですけれども、そんなところやったら木津から関西線に来てくれたらええやないかという話もよくするんですけれども、なかなかどうか分かりませんが、できたら町職員の方もできるだけ、職員の方もちょこちょこよそから来てはる方、通勤されている方を見ますけれどもね。

次に、2番目いきます。

スポーツ観光聖地づくり。

この目的は、スポーツ観光の聖地づくりを積極的に進める市町村に対する支援を行い、スポーツ観光を通じた交流人口を拡大し、新しく産業や雇用が拡大していること、地域の活性化を図るとあります。

これが最初、京都府が平成26年4月に補正予算を計上されました。そして、平成26年9月にスポーツ観光構想策定委員会、これは8人の方で、当時山下副知事が筆頭に構成され、進められた経緯があります。そして笠置町がそれに乗ったかどうか、これが本当に笠置町がこのタイミングが聖地になるのかどうか分かりませんが、委員会の方のいろいろな意見を見ていましたら、これに該当するかどうかというところも、もう時間があれなんで言いませんけれども、笠置におけるボルダリングの予算というのは、3か年で1,675万4,112円です。

これがある人にももらったんですけれども、令和元年度のボルダリング事業の、本当に私もこんなところに入ったこと、それこそ聖地に入ったことはないんですけれども、工事の状況、木の伐採とか、いろんなことをやられている報告書があります。ここにも私の知っている地域協力隊の方もおられるんですけれども、ここには入団のメンバーとかは書いておりませんが、入っております。

このエリアというのは、本当に昔から笠置町の本当の聖地なんです。古代から磐座信仰の聖地に、本当に急傾斜地で、後で言いますのは森林法とかいろんなもので斜度30度のところがいろいろ出ております。後で言いますけれども、だから、こんなところで本当にやるべきものかなという疑問がありまして、京都の文化財保護課、企画理事室、それから土砂対策、そういう関係のところ、それと山城の土木事務所とかいろいろ相談に行きました。

まず、1番目の河原における岩に打ち込まれたボルトとかハーケン、これは今年の2月16日に抜かれております。約50本。私もこの写真を見せてもらってびっくりしたんですけれども、そして補正予算で文化財保護費で61万9,000円出費されております。ただこの残り1本だけが、これは確かに私らも小さいときからよう登らん岩やったんですけれども、これだけがまだ残っております。業者の方もよう取らないということで残っております。赤さびて大きな、どないいうんか、ハーケンというかどうか知りませんが、まだ残っております。

以前から私は、文化財保護法違反とかではないかと思うんですけれども、それで抜かれたと思うんですけれども、今後このようなことのないように啓蒙していただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員がおっしゃっていただきました御質問、御意見ですけれども、看板につきまして

は、笠置大橋上流の河川敷に下りる道沿いに既に看板を立てております。文化財保護法違反になりますよというふうなところも書かせていただいておりますので、啓発については済んでおります。

また、ボルダリングエリアを活用される方につきましては、クライミングクラブさんを中心にそういう発信もしていただいておりますので、今回撤去していただきましたボルトにつきましては、かなり以前にあったものというふうな認識でおります。そういうところで令和3年度から、文化庁さんのほうとも、京都府の文化財保護課とも調整しながら進めた事業でありますので、近年の御利用の方がこういうことで打ち込まれたということではありませんが、引き続き啓発については進めていきたいと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） このボルトが抜かれてから、ボルダリングに来る方がものすごく減っております。この春休みでもほとんど人を見ません。なぜかという、私、今までハイキングするには声をかけるけれども、ボルダリングをやっている人に初めて声をかけたんです。自転車でもヘルメットをするのに、「何でこんな危ないところでヘルメットしないの」と言ったら、「ロープがあるから」、なるほど。ロープがあるからくさびにつないで登るということですね。そういうことをおっしゃってました。私は言っていませんよ。そういうふうに聞いたら、そういうことをおっしゃってました。

だから、今それが抜かれてから、よくあそこを歩くんですけども、ほとんど人が見ないような状況になっております。また見てもらったら。それと、岩が人の手でこうやったらものすごく削れているんです。見ていたら。だんだんそういう形になっております。そういう意味で、今言ったようにロープとおっしゃったから、抜かれたからもう駄目かなということじゃないかと、まだ分かりませんが、最近では通ったら、見ていたらそういう状況です。

そして、一つ一つ各種法令を検討したいんですけども、時間の都合もあるんで簡単にいきますけれども、まず、先ほど言いましたように文化財保護の、私京都府へ保護課へ行ってもらって。笠置山全体とか北笠置は、A B C Dとかなっておるんですけども、笠置山全体と、それから北笠置はA地区、やっぱり厳しい。この間もちょっと言いました。分かりませんが、これにはやはり個人の家では10メートルまでとか、公共施設は15メートルとか書いております。そして、ここに報告をもらうということで、昭和50年代のは小学校を建てたのが59年とかいろいろ書いていました。先人がこれをまとめられてやられたこと

が本当に残念ながら、どういう形になるか分かりませんが、文化財保護。

この前、条例で笠置町における開発行為に関する条例制定もされました。ここにも森林法とかが載っております。ある人に私がここにあるやつをみんな丸投げして、それなりの人とか悪いけれども、人に論文とか、1か月かかって作成、論文とかペーパー1枚なんですけれども、つくっていただきました。このボルダリングについて、それなりの人にしっかり。これをみんな丸投げにして、笠置町は珍しいですねと言われた、まず。笠置山全体でこんだけいろんな森林法、砂防法、危険箇所とか、先ほど植村邸の話も出たんですけれども、あそこもそうなんです。こういうところ、ほんまに珍しいなとその人はおっしゃいました。全国的に珍しいんじゃないかと。

だから、もう一度、もう時間がないのであれですけども、ここに書いている以外の法律もあるけれども、もう一度検討されて本当にいけるかどうか、斜度30度といたらこのぐらいですよ。これが森林法でも30度と書いています。危険箇所、さっきのおっしゃったところも30度、そうですよ。みんな30度になっております。どうか本当にそういった意味で。

それと、1点だけ、あと時間が。急傾斜地の関係は、そこに書いているとおり指定で、それから7条では行為の制限とかと、急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発するおそれがあるものと第7条には書いております。あと土砂対策の先ほども言いました。これは笠置町もあるんですけども、これも担当課で京都府で、笠置山全体周りの我々の家も危険区域に入るとるんです。南笠置ほとんど。先ほど松本さんがおっしゃるところもそうなんです。危険区域に入るとるんですよ、これを見たら。我々も住んでいるところはそうなんです。

だから、そういった意味で、本当にこれが下が関西本線、東海自然歩道だからとかじゃなしに、見てください。旧163七曲がり、今通行止めしています。あれは確かに大きな岩とか、すぐ落ちていますよ。それと同じように関西本線がなくて、向かいの上願寺山もしかりやけれども、そういった意味で、関西本線がなければ崩壊とか、上から来るんじゃないかという、私は東海自然歩道を歩いて、これは関西本線も大変だなと、こういう保線とか。

だから、そういったことのないように、やはり我々、笠置には全体、歴史があるところですから守るという気概を持っていただきたいと思います。何も時間がないので、もう12秒か。これで終わります。だから、そういった意味でもう一度検討してください。

議長（西 昭夫君） これで大倉博議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

暫時休憩します。

休 憩 午後4時53分

再 開 午後6時40分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第3、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等の議会報告を行います。

閉会中の委員会調査報告を行います。総合常任委員会、向出健委員長。

1番（向出 健君） 笠置町議会総合常任委員会の委員会報告を行います。委員長の向出です。

総合常任委員会を2月14日に1時から開きました。相楽中部消防署員に来ていただきまして、普通救命講習を約3時間にわたり受けました。主に心臓マッサージ、AEDについて意義などの説明とやり方、使い方のレクチャーを受けました。倒れている方を発見したときの手順も含めて学びました。大変有意義なものとなりました。

今後も防災については、様々な学習等を実施して、笠置町の防災に資するように努めてまいります。以上で総合常任委員会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、いこいの館運営対策特別委員会、坂本英人委員長。

5番（坂本英人君） それでは、委員会報告をさせていただきます。笠置町いこいの館運営対策特別委員会委員会報告をさせていただきます。

令和5年2月28日火曜日、町役場2階議員控室にて開催いたしました。

委員会の事件は、1、裁判の和解に関わる住民説明について、2、視察報告について、3、令和5年度当初予算案についてでございます。

まず、裁判について、委員から、住民説明の内容に対して全ての住民が理解できる内容にされたいとの意見が出ました。

視察報告については、委員から、再開に向けたビジョンやスケジュールを示してほしいとの質問もありました。町長の見解は、長年の経過により、いこいはどんどん温浴施設として魅力がなくなってきた、こういった施設に人気があるのか勉強をしてもらうことが視察の目的である。施設の全面改修はやっていかないと修繕するだけでは意味がないと、専門のコンサルタントに依頼して見積りを出してもらわないと議論にならないと思っているとの答弁がありました。6月議会にコンサルティング費用の委託料予算計上を考えているとの回答もあ

りました。

委員からは、管理者としてどうするのかという案はないのか、再開するに当たっての財源はどのように考えているのかとの質問があり、次の当初予算で重複する内容となっていたので、次の議題に移り、令和5年度当初予算案についての話し合いを行いました。稼働していない施設に1,500万円ほどの経費は高いと、平日の運営を見直すことはできないのか、町長からは、社会福祉協議会が入っているので現状どおりで考えていくという答弁でありました。

委員からは、社協との契約が10年となっているが、それで業者は決まるのかという質問もありました。その答弁について町長からは、現状のままの条件でお願いしたいという答弁があり、今回の委員会において、町長は当初予算計上されていないコンサルティング費用を6月に補正で対応したいと委員会でおっしゃられました。

この発言は昨年と同様で、なぜ当初予算案で提出できないのか、なぜ同じことを繰り返すのか、そういう議論が飛び交いました。本日の議会においても、委員会が知ることのない発言が多々あり、正直委員長としては困惑しております。早急に委員会を開催し、いこいの今後の運営方針や委員会としての意見書を提出するなど等考えていきたいと思っております。

以上を委員会報告とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、一部事務組合等議会報告を行います。相楽郡広域事務組合議会、由本好史議員。

7番（由本好史君） 令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会報告をさせていただきます。

令和5年2月15日水曜日、大谷処理場会議室で、令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会が開催され、代表理事の挨拶の後、2名の議員が一般質問をされた後、議案9件が提案されました。

議案について、まず議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について。この条例等の一部改正につきましては、地方公務員法の改正により、職員の定年について、国家公務員と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引上げを行うとともに、役職定年制や定年前再任短時間勤務制を導入するほか、60歳到達後の翌年度以降の給料月額に関する規定などを整備するため、相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例等について所要の改正を行うもので、改正する条例といたしましては、相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例、相楽郡広域事務組合職員の給与に

関する条例、相楽郡広域事務組合の分限に関する手続及び効果に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例で、質疑、討論もなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第2号、相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う条例の整理に関する条例について。令和5年4月1日から相楽郡広域事務組合の名称を相楽広域行政組合に名称を変更することに伴い、現に施行されている条例の整理について必要な事項を定めるもので、質疑の後、討論なく全員賛成で可決されました。

続いて、議案第3号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例を廃止する条例について。令和5年4月1日から共同処理をする事務のうち、広域市町村圏の振興整備に関する計画策定及び同計画に基づく事業の実施のための連絡調整に関する事務を関係市町村の連絡調整に関する事務に変更することに伴い本条例を廃止するもので、質疑、討論もなく、全員賛成で可決をされました。

続いて、議案第4号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例について、組合規約の変更に伴い規約の引用する号を整理する必要があるため、所要の改正を行うもので、質疑、討論もなく、全員賛成で可決をされました。

続いて、議案第5号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例を廃止する条例について。令和5年4月1日から共同処理する事務のうち、広域市町村圏の変更整備に関する計画策定及び同計画に基づく事業の実施のための計画調整に関する事務を関係市町村の連絡調整に関する事務に変更することに伴い、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金を令和5年3月31日付で構成市町村及び京都府に返還することから本条例を廃止するもので、質疑の後、討論なく全員賛成で可決されました。

続いて、議案第6号、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約について、相楽郡広域事務組合の名称変更に伴い、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるもので、質疑、討論もなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第7号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、今回の相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）は、令和4年度相楽郡広域事務

組合一般会計予算から歳入歳出それぞれ1,650万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,709万8,000円とするもので、歳出では特別会計での診療報酬収入の増加に伴う休日応急診療費の減額、大谷処理場運営費経費の不用見込額及び予備費の減額補正を行い、歳入では市町村分担金の減額、浄化槽汚泥搬入量減少に伴う浄化槽汚泥投入手数料を減額する補正を行うもので、質疑の後、討論なく全員賛成で可決をされました。ちなみに、笠置町のし尿処理分担金につきましては、河原の観光客増等により121万2,000円の増額となっております。

続いて、議案第8号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)について。令和4年度市町村圏振興事業特別会計予算に歳入歳出それぞれ1,662万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,145万9,000円とするもので、歳出では受診者数の増加に伴う休日応急診療費の増額補正を行い、歳入では、診療報酬収入、府支出金の増額を行い、一般会計繰入金を全額減額する補正を行うもので、質疑の後、討論なく全員賛成で可決されました。

最後に、議案第9号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算について。相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例を廃止する条例が可決され、令和5年度からは、従来の特別会計の休日応急診療所に係ります事務費につきましても一般会計に繰り入れて編成をされており、また、組合規約の変更に伴いまして組合名称を変更することから、件名も令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算についてと新名称とされております。令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,700万円となるもので、歳入の主なものは、分担金及び負担金2億4,615万6,000円で、歳出の主なものは、総務費で3,686万5,000円、衛生費で2億3,491万4,000円、商工費で1,336万1,000円でございます。質疑の後、討論なく全員賛成で可決されました。ちなみに、笠置町し尿処理分担金につきましては、河原の観光客増等により145万1,000円の増額となっております。

以上で、相楽郡広域事務組合議会の令和5年第1回定例会の報告とさせていただきます。

続きまして、令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

本臨時会は、令和5年3月27日月曜日、午後2時30分から大谷処理場会議室におきまして、2名の議員が欠席をされ12名の出席議員、また理事者側の出席では、和東町長の堀理事が他の公務により、代理で奥田副町長が出席をされ開催されました。

まず、議会運営委員会委員長より、発議第1号、相楽郡広域事務組合議会の個人情報の保

護に関する条例の制定について提案がありました。提案理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度が地方公共団体にも適用されることとなりました。ただし、議会については、改正後の個人情報保護法の適用対象外とされたことから、同法の施行日令和5年4月1日以降の議会の個人情報の取扱いを規定するため、本条例を制定するもので、本条例案の内容につきましては、新個人情報保護法を条例化し、全国三議長会の条例案を基本として、木津川市議会の条例案を参考に作成したもので、附則といたしまして、令和5年4月1日から施行するもので、質疑、討論を省略し、全員賛成で可決されました。

次に、議案第10号、相楽郡広域事務組合行政手続条例の制定について、議案第11号、相楽郡広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第12号、相楽郡広域事務組合情報公開条例の全部を改正する条例について、議案第13号、相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例について、議案第14号、相楽郡広域事務組合職員定数条例の全部を改正する条例についての5件が一括提案され、議案第10号から議案第13号までの議案については、質疑、討論がなく、全員賛成で可決されました。議案第14号につきましては、質疑の後、討論がなく全員賛成で可決されました。

以上で、令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の報告を終わらせていただきます。
議長（西 昭夫君） 次に、山城病院組合議会、田中良三議員。

6番（田中良三君） それでは、令和5年第1回国民健康保険山城病院組合議会定例会。

日時、令和5年2月9日、9時30分より、場所、京都山城総合医療センター会議室にて行われました。

開会に先立ち、南山城村の齋藤議員から欠席届が提出された旨が議長から報告があり、また、令和4年第4回笠置町定例議会において、新たに当組合議会議員に坂本英人議員が選出されたことが報告されました。

日程第4、諸般の報告及び議案説明が管理者から、病院組合の近況報告及び本定例会への提出議案等の説明があった。

日程第5、一般質問は、木津川市の宮嶋議員から、ハラスメント根絶のため、新型コロナウイルス感染症5類の引下げは妥当かについて質問があった。

日程第6、同意第1号、公平委員会の委員の選任について。当組合公平委員会の委員の任期満了に伴い、引き続き公平委員として選任したいので、同意をお願いするものである。挙

手全員で同意。

日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。医療過誤により治療に要した費用及びその間の休業に対する補償について専決処分をしたもので、挙手全員で承認。

日程第8、第1号議案、国民健康保険山城病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。令和5年4月の回復期リハビリテーション病棟開設に向け、一般病床数の増等の改正を行うもので、挙手全員で可決。

日程第9、第2号議案、国民健康保険山城病院組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について。地方公務員の定年の引上げに伴い、定年等に関する条例の一部改正、その他関連条例の規定整備及び再任用に関する条例の廃止を行うもので、挙手全員で可決。

日程第10、第3号議案、国民健康保険山城病院組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の開示請求及び行政機関等への匿名加工情報の利用に係る手数料を定めるもので、反対討論として木津川市の宮嶋議員から、開示請求に係る手数料の額については、政令どおりであるからとあって、当組合構成市町村と異なり、有料とすることは認められない。また、匿名加工情報を作成することが当分ないのであれば、その利用に係る手数料を規定することは不要であると質問があり、反対討論があり、挙手多数で可決しました。

日程第11、第4号議案、京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について。個室トイレあり4部屋、使用料現行の個室料金を個室トイレなし、二部屋の使用料に新たに設定、また、新生児聴覚スクリーニング検査の検診料を公費補助額と同額とする改正を行うもの。挙手全員で可決。

日程12、第5号議案、令和4年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第2号）について。収益的収入及び支出の増額補正並びに資本的収入の減額補正等を行うもの。

主な内容は、収益的収入、入院患者数の減による入院収益の減額と医療機関病床確保等支援事業補助金等による増額で、合計1億2,812万9,000円の増額補正を行う。支出は、電気料金等の高騰による光熱水費の増のため、3,555万3,000円の増額補正を行う。挙手全員で可決。

日程13、第6号議案、令和4年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について。収益的な収入及び支出の増額補正を行うもので、主な内容は、収入は、京都府原油価格・物価高騰対策緊急支援事業交付金等の交付により277万

4, 000円の増額補正を行う。支出は、電気料金等の高騰に伴う光熱費の増のため、392万4, 000円の増額補正を行う。挙手全員で可決。

日程14、第7号議案、令和5年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算について。4月に開設する回復期リハビリテーション病棟稼働に伴う業務の予定量の増加等を踏まえ、収支均衡予算を編成した。予算規模は、事業収益、費用とも93億8, 537万7, 000円で、挙手全員で可決。

日程15、第8号議案、令和5年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算について。年度当初から入所予定者が、入所定員が66名と稼働となるため、減収や給与の増加等が見込まれることから、赤字予算を編成した。予算規模は、事業収益4億4, 264万1, 000円、事業費用5億1, 128万6, 000円。挙手全員で可決。

以上、提案された同意1件、承認1件、議案8件について、全て可決されて閉会しました。
議長（西 昭夫君） そのまま相楽中部消防組合議会の報告もお願いします。

相楽中部消防組合議会、田中良三議員。

6番（田中良三君） 続きまして、相楽中部消防組合議会定例会、開会、議事日程、日程第1、議席の指定。会議録署名議員の指名。これに関して要点だけで言いますので、一部省略することがありますのでよろしくお願いします。

会期の決定、令和5年2月15日1日。

日程第4、管理者からの行政報告。

日程第5、副議長選挙について。議長による指名推薦により、笠置町選出の2番西昭夫議員が当選。

日程第6、相楽中部消防組合消防賞じゅつ金等審査委員補充議員選出について。議長の指名により、笠置町選出の2番西昭夫副議長が選出されました。

日程第7、同意第1号、相楽中部消防組合監査委員の選任について。知識経験者のうち監査委員として選任されている高瀬哲也氏が令和5年6月2日に任期満了することに伴い、同氏を再度再任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。質疑・討論なく、採決、賛成全員で原案のとおり可決。

日程第8、議案第1号、相楽中部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を制定する。質疑・討論なく、賛成全員で原案のとおり可決。

日程第9、議案第2号、相楽中部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について。相楽中部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、相楽中部消防組合個人情報保護条例が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものです。質疑・討論なく、賛成全員で原案のとおり可決。

日程第10、議案第3号、相楽中部消防組合情報公開条例の一部改正について。相楽中部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正に伴い、所要の改正を行うもので、質疑・討論なく、賛成全員で原案のとおり可決。

日程第11、議案第4号、相楽中部消防組合職員定数条例の一部改正について。地方自治法第138条第6項の項により、第200条第6項の地方公務員法第12条第9項の規定により、議会、監査委員及び公平委員会の事務部署職員の定数を定めるため、所要の改正を行う。これは質疑あり・討論はなしで、賛成全員で原案のとおり可決。

日程第12、議案第5号、相楽中部消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について。会計年度任用職員の給料について、京都府の最低賃金引上げに対応し、近隣市町村との給与水準を図るとともに、人材確保の観点から支給水準を引き上げるため所要の改正を行うもので、質疑あり、採決、賛成全員で原案のとおり可決。

日程第13、議案第6号、中部消防車買入れについて（相楽中部消防組合議会の議決に付すべき財産の取得）。現在の中部消防車は平成15年に登録し、中部消防署へ配備され今年で20年が経過、老朽化による故障が発生していること。また、経年により今後は修理対応ができなくなる可能性が高い。相楽中部消防組合緊急車両等更新計画に基づき、更新購入を有限会社平井式ポンプ工業と行うに際し、相楽中部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもので、質疑あり・討論なしで、賛成全員で原案のとおり可決。

日程第14、議案第7号、令和5年度相楽中部消防組合一般会計予算について。予算編成につきましては、厳しい財政状況を全職員が認識し、維持管理経費を含めた経常経費の節減合理化を図り、令和7年度の新庁舎建設の完成に向け、事務事業の計画的かつ効率的・合理的な推進と消防力の充実を図り、中長期的な観点から予算編成を行ったところであります。

令和5年度当初予算規模としては、歳入歳出それぞれ35億8,240万円で、前年度当初予算と比較すると16億850万円、81.5%増額となっております。

令和5年度の主な事業といたしましては、今年度に引き続き、消防本部の新庁舎造成・斜面安定化対策工事、同土木工事監理業務を実施し、新たに新庁舎建築工事を進めてまいりま

す。

また、中部消防車の更新を予定し、複雑多様化する現場活動に対応するため、緊急車両、装備の充実を図ってまいります。それらの財源につきましては、20億3,780万円の起債を見込んでおり、有利な交付税措置のある起債を活用し、構成市町村の分担金は14億9,938万2,000円となっております。

人件費では10億8,402万円となり、給与改定、退職者新規採用の入れ替わりにより、前年度比1,554万2,000円、1.5%増額で、物件費1億1,266万5,000円となり、消防本部の新庁舎建設工事建築等設計業務委託事業基本設計部分の皆減により、前年度比8,073万円、41.7%減額となりました。

公債費では、1億3,967万1,000円となり、新庁舎関連の設計業務、造成斜面安定化対策工事、土木工事監理業務及び建築工事の利子償還の皆増により、前年度比1,294万1,000円、10.2%の増額となりました。

普通建設事業費では、22億787万5,000円となり、消防本部新庁舎造成・斜面安定化対策工事後期分、同土木工事監理業務、新庁舎建築工事前期分、中部消防車の更新整備により、前年度比16億5,868万7,000円の増額となり、質疑あり・討論あり、採決は賛成多数で原案のとおり可決しました。

発議第1号、相楽中部消防組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度が地方公共団体にも適用されることになりました。ただし、議会については、改正後の個人情報保護法の適用対象外とされたことから、同法の施行日（令和5年4月1日）以降の議会の個人情報の取扱いを規定するため、本条例を制定するものです。質疑・討論なく、採決、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議長（西 昭夫君） 次に、加茂笠置組合議会、向出健議員。

1番（向出 健君） 加茂笠置組合議会の議会報告をいたします。

令和5年第1回加茂笠置組合議会定例会を、去る2月16日、木津川市役所にて10時から、この日一日を会期として開きました。

加茂笠置組合の笠置町選出議員の改選があり構成に変更があったため、副議長の選任を行い、田中議員を副議長に選任しました。また、議会運営委員の選任も行い、由本議員、松本議員のお二人を議運の委員に選任しました。その後、議会運営委員会において、互選により松本議員が議運の委員長に選任されました。

議案は3つを審議し、採決しました。

議案1号は、加茂笠置組合個人情報の保護に関する法律施行条令制定の件で、内容は加茂笠置組合における個人情報に関しての用語の規定や、開示請求等の手続に関する規定です。質疑、討論はなく、全員賛成で可決しました。

議案2号は、令和4年度の加茂笠置組合会計の補正予算です。内容の主なものは、議会研修関係の費用の削減です。採決は全員賛成で可決しました。

議案3号は、令和5年度の加茂笠置組合の会計予算です。歳入歳出はそれぞれ7,984万円で、歳入の主なものは、土地貸付料、関西電力鉄塔敷地料、線下補償金です。支出は一般管理費が主になっています。採決は全員賛成で可決しました。

最後に、加茂笠置組合監査委員の選任が行われ、私、向出健が監査委員に選任されました。

以上で、加茂笠置組合議会の報告を終わります

議長（西 昭夫君） 次に、相楽東部広域連合議会、坂本英人議員。

5番（坂本英人君） 相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和5年3月6日に、南山城村議会議場において開催された令和5年第1回相楽東部広域連合議会定例会の報告をいたします。

午前9時30分から開会宣言に続き、まず副議長の選挙を行い、笠置町の西議員が就任されました。会期の決定、閉会中の委員会報告を行った後、3名の議員による一般質問が行われました。

初めに、和束町、畑議員から、連合教育委員会の課題及び今後の教育行政の推進に向けた具体的な取組や、和束小学校区の通学路の見直しなど質問がありました。続いて、私の方から、授業改善アドバイザー導入の狙いや教員の現状に関する質問を行い、南山城村、久保議員からは、クリーンセンター擁壁の安全対策工事等に関する質問がありました。

続いて、各議案について審議が行われました。

まずは、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴うものとして、第1号議案として、相楽東部広域連合情報公開条例の一部改正について、第2号議案として、相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、第3号議案として、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について、それぞれ審議を行い、全員賛成により可決されました。

続いて、議案第4号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についても、審議の結果、全員賛成により可決されました。

議案第5号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ3億6,000万2,000円を追加し、歳入歳出総額を8億3,466万円とするもので、府支出金の内示等に関わる歳出事業への充当等に関わる補正を行うもので、審議の結果、全員賛成により可決されました。

議案第6号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計予算については、歳入歳出総額を8億2,507万9,000円とするもので、前年度との比較では2億3,502万2,000円の減となっており、歳入財源のうち、7億8,849万4,000円を構成町村からの分担金及び負担金で賄うものとなっていました。各町村の体育協会に関する補助金及び事業実施に向けた指導状況について、また衛生費の消耗品や備品について、無形文化財の振興等についての質疑があり、質議の結果、全員賛成により可決されました。

最後に、人事案件である同意第1号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命の件について、全員賛成で同意され、各委員会の閉会中の継続審査及び調査に関して決定し、閉会いたしました。

以上で、令和5年第1回相楽東部広域連合議会定例会の報告とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、後期高齢者医療広域連合議会、大倉博議員。

3番（大倉 博君） 京都後期高齢者医療広域連合議会の報告を行います。

令和5年第1回定例会が令和5年2月10日、京都市内のホテルにおいて行われました。

案件は、発議1件、議案8件、承認1件、同意1件、請願2件が審議された。ほかに一般質問2件でした。

1、発議第1号、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定。以下、京都府後期高齢者医療広域連合を省略します。賛成多数でした。

議案第1号、定年の引き上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例の制定。これは地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等に関し改正を行なうもの。賛成全員です。

3、議案第2号、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定。これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴うものであります。賛成多数です。

4、議案第3号、情報公開条例等の一部を改正する条例。賛成多数。

5、議案第4号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定。これは低所得者に対する保険料の負担軽減を図る目的の施行令の一部改正。賛成全員です。

6、議案第5号、一般会計補正予算。補正額は7,475万6,000円、総額13億1,536万3,000円、賛成全員。

7、議案第6号、後期高齢者医療特別会計補正予算。補正額は53億6,195万6,000円、総額3,923億2,186万4,000円、賛成全員。

8、議案第7号、一般会計予算。中身は歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億4,051万7,000円、そのうち京都府下の市町村負担金総額は7億2,000万円。なお、笠置町は184万8,000円。

9、議案第8号、後期高齢者医療特別会計予算。予算額は4,027億1,114万5,000円、賛成多数。

10、専決処分の承認、診療報酬返還請求権。全員賛成。

11、公平委員会委員の選任。賛成全員。

12、請願2件、1つは後期高齢者医療制度の保険料・窓口負担の引き下げを求める請願書。中身は、昨年10月からの窓口2割負担の中止や保険料の引下げを行うこと。なお、窓口負担割合が2割負担となる被保険者、令和4年10月1日時点では京都府全体では7万8,872人、笠置町は45人。なお、被保険者数39万3,720人、笠置町は350人。75歳以上が3分の1となります。賛成少数です。

後期高齢者医療被保険者証廃止を行わず、マイナンバーカードの取得強要の中止を求める請願書。これは後期高齢者医療被保険者証の廃止を行わないこと、マイナンバーカードの取得強要を行わないこと、賛成少数。

ほかに一般質問が2件された。1つは、令和2年度から本格実施している高齢者保健所事業と介護予防等の一体的実施について、2、保険料滞納者の医療機関の受診状況についてでありました。

以上で報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、京都地方税機構議会、松本俊清議員。

2番（松本俊清君） 京都地方税機構の報告をさせていただきます。

2月1日、ルビノ堀川、13時30分より全員協議会、14時より定例会、終了は15時28分。

上程議案につきまして、第1号議案、令和5年度京都地方税機構一般会計予算。原案可決。

第2号、令和4年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）。原案可決。

第3号、個人情報保護に関する法律施行条例制定の件。原案可決。

第4号、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件。原案可決。

第5号、監査委員の選任について同意を求める件。全員同意。宇治田原町議員の山内実貴子氏。

京都地方税機構議会個人情報保護条例制定の件。原案どおり可決。

第6号、京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正の件。原案可決であります。

そして、笠置町令和5年度負担金328万6,000円。

以上、報告を終わります。

議長（西 昭夫君） これで、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会報告を終わります。

7時40分まで休憩します。

休 憩 午後7時35分

再 開 午後7時40分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議長（西 昭夫君） お諮りします。ただいま由本議員外3名から決議第1号、中淳志町長に対する問責決議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1号として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、決議第1号、中淳志町長に対する問責決議を日程に追加し、追加日程第1号として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

議長（西 昭夫君） 追加日程第1、決議第1号、中淳志町長に対する問責決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。由本議員。

7番（由本好史君） 決議第1号、令和5年3月29日、提出者、笠置町議会議員、由本好史、賛成者、笠置町議会議員、松本俊清、同じく坂本英人、同じく田中良三。

中淳志町長に対する問責決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

中淳志町長に対する問責決議。

中淳志町長は令和2年4月に就任以来、三年にわたって町行政に携わってこられたが、二元代表制の一翼を担う議会との関係は、再三の注意にもかかわらず意思の疎通に欠け、議会に対しての説明責任の欠如など、議会軽視が常に見受けられ、町長の政治姿勢に不信感を抱いている。

まず、令和3年1月には町長の発言により、「町議会と議員を軽視した重大な発言であった」と、相手方に誤解を与えたことにより議会を混乱させ、二元代表制を否定しかねない公人としてあるまじき軽率な行為が多々見受けられたことにより、書面により注意をしている。

令和3年3月議会における当初予算の審議では委員会を通じて2度の議案説明を受けたものの、議員からの質疑に対し、行政側は十分な説明には及びきれず、付帯決議として可決をした。

また、同議会においては、来年度に予算を伴う事業を実施する広報が議決前にされたことに対し、議会の権限を侵害した町政運営に対し注意を喚起する決議を併せて可決している。

今定例会においては、令和5年度一般会計予算が否決となった。この理由としては、町長の答弁が議員の質問の趣旨から大きくずれることにより、幾度となく議会を中断することとなり混乱させたことがまず一つの理由である。これについては議長から会議中はもとより、会議後においても再三の注意をされている。

町長はこれに対して3月23日の会議の冒頭に謝罪をされたが、自身の答弁が回りくどい内容であったためとし、あたかも答弁の内容は間違っていないと主張された。

また、当初予算の説明において、事業を実施するための予算編成であるにもかかわらず、事業の趣旨や目標、過去の実績についても十分な説明がしきれず、効果や結果などを分析した様子も伺えない。何のために、誰のために必要な事業なのかを施行する側が答えられない事業の予算を安易に認めることができないこととし、断腸の思いでの異例の当初予算否決という結果を出した。

このように、中淳志町長による不誠実な議会対応により、多くの問題が浮き彫りになってきており、まさに憂慮すべき事態となっている。これでは笠置町の将来展望が全く望めない。

よって、笠置町議会は、上記の事実を示し、今後このような態度が繰り返されることのないよう、信頼回復に向けて取り組む態度を示されることを強く求めると同時に、中淳志町長に猛省を促し、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和5年3月29日。

京都府相楽郡笠置町議会。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） お諮りします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案については質疑、討論を省略して直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

決議第1号、中淳志町長に対する問責決議は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、決議第1号、中淳志町長に対する問責決議は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（西 昭夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和5年3月第1回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした、

閉 会 午後7時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 昭 夫

署名議員 坂 本 英 人

署名議員 田 中 良 三